

(第一類 第二号)

第七十二回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第二十九号

(四八三)

昭和四十九年四月二十五日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 高島 修君

理事 中山 利生君

理事 山本弥之助君

理事 片岡 清一君

理事 住 栄作君

理事 渡辺 紘三君

理事 小川 省吾君

理事 多田 光雄君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席府政委員

自治 政務次官 古屋 亨君

自治 省行政局長 林 忠雄君

自治 省行政局長 植弘 親民君

委員外の出席者

總理府恩給局長 海老原義彦君

給問題審議室長 鈴木 吉之君

大蔵省主計局共 伊藤田敏雄君

大蔵省主計局税 吉江 恵昭君

制第一課長 大嶋 孝君

厚生省保険局保 日原 正雄君

險課長 自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

自治省行政局長 日原 正雄君

同日
林 百郎君 瀬崎 博義君
大西 正男君 補欠選任
瀬崎 博義君 島田 安夫君
林 百郎君

四月二十三日
地方財源確保に関する請願(瀬崎博義君紹介)
(第六四八〇号)

地方公務員共済制度の改善に関する請願外二件
(井岡大治君紹介)(第六四八一号)

同(若垂壽喜男君紹介)(第六四八二号)

同外一件(佐藤敬治君紹介)(第六四八三号)

同(細谷治嘉君紹介)(第六四八四号)

同外十二件(山口鶴男君紹介)(第六四八五号)

同(山田太郎君紹介)(第六四八六号)

同(岡本富夫君紹介)(第六四八七号)

同(大久保直彦君紹介)(第六四八八号)

同(沖本泰幸君紹介)(第六四八九号)

地方公務員退職年金スライド制の早期実現に關する請願(小平久雄君紹介)(第七〇〇五号)

は本委員会に付託された。

四月二十三日
地方自治法の一部を改正する法律案の早期成立に關する陳情書外一件(中空知市町振興協議會長滝川市長吉岡清榮外一名)(第四五六号)

地方税における大口償却資産の評価基準改正に關する陳情書(福島県南会津郡只見町議會議長佐藤格)(第四五七号)

地方財政の超過負担解消に關する陳情書外四十件(櫻井市議會議長松田喬男外四十六名)(第四五八号)

地方財政の危機打開に關する陳情書外七件(泉佐野市議會議長長谷喜代治外七名)(第四五九号)

地方交付税率の引上げ等に関する陳情書外三件(鹿児島市議會議長酒匂俊一外三名)(第四六〇号)

競輪等各種公営競争事業収益金の基準財政収入額算入等に関する陳情書(坂出市議會議長中井長一)(第四六一号)

地方事務官制度の廃止に関する陳情書外一件(高知県議會議長川村博将外一名)(第四六二号)

地方公営交通事業の既設路線確保等に関する陳情書(鹿児島市議會議長酒匂俊一)(第四六三号)

地方公営水道事業に対する国庫補助制度の確立等に関する陳情書外二件(北海道茅部郡森町議會議長下堀精外二名)(第四六四号)

消防職員等の団結確保及び消防施設の整備に關する陳情書(赤平市議會議長高江良男)(第四六五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
連合審査會開會申入れに關する件
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(井岡大治君外三名提出、衆法第二七号)

伊能委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかゝる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び井岡大治君外三名提出にかゝる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

す。住榮作君。
○住委員 ただいま議題になっております年金改正について、時間の許す限り質問させていただきます。

まず、今度地方共済関係の既裁定年金の改定が行なわれたのでございますが、それは恩給に準じてということでございます。新しいものについて

は公務員関係の給与のアップ率でやっております。それから四十五年三月三十一日以前の分につきましては、従来の恩給審議会方式と給与率の差を二年間にわたって埋める、こういう方式でやられているようにございます。

そこで、恩給水準と給与水準の格差というものがそれで完全に解消するかどうか、これを恩給局のほうからひとつお答え願いたいと思います。

○海老原説明員 ただいま先生の御質問、公務員の給与水準と恩給水準との格差、一四・七%というものにつきまして、この一四・七%で完全に解消するの、かという御趣旨の御質問と伺いました。

が、この一四・七%と申しますものは、公務員給与の昭和三十四年以降の改善率をずっと累積してまいりますと、三十四年度を一〇〇%としたしまして、四十七年度で三二・五・六八という数字になっております。これに對しまして、恩給は公務員給与の改善率そのものによりませんで、いわゆる恩給審議会方式によって増額をしておいたという経緯がございますので、そのために、改善率を累積いたしました二四・四・〇六という数字に準じております。したがって、この間に二四・四・〇六分の三二・五・六八という相違が生じておるわけでございまして、これが率で申しますと一四・七%ということになるわけでござい

ます。したがって、この一四・七%を埋めますれば、公務員給与の伸び率から見ました水準と恩給の伸び率から見ました水準と一致するというところになるわけでござい

ます。

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十九号

昭和四十九年四月二十五日

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十九号

昭和四十九年四月二十五日

○住委員 恩給水準あるいは年金水準と給与水準との格差は、直せばなくなる、こういうことだと思ひますが、そこで、昨年もそうでございましたが、大体公務員の給与のアップ率で年金を修正していく、しかも格差の半分は来年度埋めるということですから、大体、既裁定年金については給与率というもので修正していくという考え方が定着した、こういうように理解していいかどうか、お伺いしたいと思います。

○海老原説明員 先生お示しのとおり、この二年間、昨年と本年との二度の改善につきまして、公務員給与そのものによるということを実施しているわけでございまして、昨年の場合は、昭和四十六年度の公務員給与の上昇率と四十七年度の公務員給与の上昇率、この二つを合わせまして、二・三・四％という引き上げをしたわけでございます。

それから、本年のたゞいま国会に提出をしております改善案では、四十八年度の公務員給与の引き上げ率一・五・三％と、それからいま申し上げました一・四・七％の格差の半分の七・三五％、これを合わせまして、二・三・八％という引き上げを予定しております。このようにいたしまして、先生お示しのとおり、公務員給与による改善というものが積み重なってきておるわけでございます。

○住委員 そこで、実は昨年度の法案審議の際においてもスライド制の問題がたいへん問題になっておるようでございます。その附帯決議におきましても、「給与改定率による年金スライド制の制度化を図ること。」このような附帯決議がござい

ます。そこで、昨年、本年、それからさらに積み残し分、来年度も掛け合わせて格差をなくしよう、こういうことでございまして、私の顔も三度ということではございせんが、給与率スライドというものが実質的には確立される、こういうように理解できるのじゃないかと思うのでございます。附帯決議には「スライド制の制度化を図ること。」こういうことになっておるわけでござい

ますが、実質的にはそういうような制度がルール化してしまつた。そうだとするならば、制度化を

できるのじゃないか、踏み切れるのじゃないか、こういうようなことも、言えるのじゃないかと思ふのでございますが、この点についての自治省の御見解を承れればと思ひます。

○植弘政府委員 全く住先生の御指摘のとおりでございまして、先ほども恩給局のほうからお答えいたしましたように、実質的にはスライド制がルール化されておるわけでございまして、いゝわゆる法律上の制度としてはまだ定められていない。したがって、恩給と非常に密接な関係がございまして、これに準ずる地方公務員の年金につきましては、同じように、実質的には賃金にスライドすることとここ数年改定をさせていただいて

るわけでございまして、とここで、これを法律をもちまして制度化するということになりまして、他の公的年金、すなわち厚生年金といったようなものとの均衡をどのよう

に考えていくか。厚年等におきましては消費者物価スライドの規定が制度化されておるわけでござい

ます。そういったと、現在年金につきましてスライド制を制度化するということになりま

すと、やはり厚年との関係で消費者物価スライドという程度になるだろうと思ひます。いまのよう

に給与自体が消費者物価にスライドいたしてお

ますと実質的には変わりないのでありますが、そ

のらのところ、やはり若干のニュアンスがござい

ますので、私の顔も三度というおしかりでござ

いまして、もうしばらく検討させていただきたい、

恩給とも十分相談させていただきたいと思ひま

す。

○住委員 総理府に公的年金制度調整連絡会議が

あるようでございまして、これは恩給局が世話人

というふうなところで、恩給局じゃないです

か。それでは、おそらく自治省のほうも出てお

れると思うのでございまして、調整連絡会議でス

ライド制の制度化の問題、その点についていろ

い議論があると思うのでございまして、去年一年

だいぶやられたのでございまして、そこらあたり

の実際の状況をちょっとお伺いしたい。

○植弘政府委員 政府の連絡会議は総理府の審議

室が主管されておりますが、その中では、公的年

金でもスライド制その他いろいろの問題がござ

いますので、四部門だつたと思ひますが、分けて審

議されております。まず一つは公務員の年金のグ

ループ、これは国家公務員の共済と地方公務員の

共済、公企体の共済と恩給、私どもの属するグ

ループであります。それから二番目に民間の年金グ

ループ、厚年、国年、船員保険、それから三番目

には私学共済、農林共済といったグループ、四番

目には労災とか公務災害といったグループ、こう

いうことでやっておりますが、先ほどもお答え申

し上げましたように、厚年そのものを直ちに賃金

スライドにするかどうかという問題とからんでま

おりますので、各省寄り集まって議論はいたして

ございまして、しかるべき結論は得ていない状況で

ございまして。

○住委員 附帯決議にも「制度化を図ること。」

ということになっております。それは物価スライ

ドか賃金スライドか、これはたいへん問題だろ

うと思うのです。それでどちらが有利であるか不

利であるか、これも必ずしもわかに判断がつき

にくい。ただいづれにいたしましても年金という

ものが経済変動とか物価に左右されないで年金の

実質価値というものの維持が制度化されておると

いうことは、やはり年金受給者にとつてたいへん

な安定感を持つことになるだろうと思ふのです。

そういう意味で、やはりどう考えるのだ、こうい

うことについて制度として担保するということが

非常に重要なこととかなるかと思ふのでござ

います。ただいまのところいろいろの事情があつ

て踏み切れないということとございまして、これ

はいろいろの毎年の議論になることであるし、これ

からも法案審議にあつて議論になることだと思

ひますが、ひとつ十分検討をしていただきたい、こ

ういうように思ひますが、政務次官、御意見がご

ざいましてらちととお伺いしたいと思います。

○古屋政府委員 ただいまのスライド制の制度化

の問題でございまして、たびたび附帯決議もされ

ておるところでございまして。実は私も政務次官に

なります前に、委員会が共済組合法の問題はたび

たび質問してございまして、実はいまお話しした

ような総理府審議室においてそういう会があることも

よく存じており、その当時の審議室長、いまたし

か主計局長だと思ひますが、呼びまして、いろい

ろ質問して促進方を要請しておつたのであります

が、会議をやることはけっこうでございまして、

たいへん長くなっていつまでも結論がなかなか出

てこない。ほかの、ただいまの地方公務員共済あ

るいは公務員年金あるいは厚生年金等の関連があ

りまして、私はほとんどに早く結論を出す

べきではないかと思つておりますので、メンバー

の一人であります自治省といたしまして、総理

府の審議室に對して、とにかくできるだけ早い機

会におきましてそういうような答申を出していた

だきまうように、これからは強く要請してまいり

たいと思つておりますので、どうぞ住先生におか

れまして、こういう問題について一そう御叱正、

御激励をお願いしたいと思つております。

○住委員 そこでもう一つ、実施時期の問題につ

いてお伺いしたいわけでありますが、法案では十

月一日になっております。これは一つの制度とし

て定着しておると思ふのでございまして、実は厚

年とか国年におきましても、御承知のとおり社会

労働委員会での実施時期を三カ月ないし四カ月

繰り上げる、こういうような法案の修正が行なわ

れております。それは一つは、最近の非常に激し

い物価の状況あるいは経済変動ということからそ

ういうような修正がなされておるわけでございま

すが、特に恩給とかあるいは公務員共済の年金の

場合は、給与にスライドされておるといってもや

はり一年半おくれの実施でございまして。私はでき

るだけその期間を縮めるべきだと思ふのでござい

ますが、私の厚年、国年におきましても、特に

ことしは実施時期を繰り上げた、こういう事情も

ございまして。そこで年金について一体どのように

その点お考えであるかということ、これは政務次

官でけっこうでございましてからお考えを伺いた

い

たい

たい

たい

たい

たい

たい

たい

たい

たい

たい

たい

と思います。

○古屋政府委員 だいたい御指摘の点でございますが、地方公務員共済組合が支給いたします年金額の改定につきましては、従来、恩給の改定措置に準じて行なっておりますのでございまして、その改定時期も恩給に準じておるところでございまして、そういう意味におきまして、共済年金の改定時期の繰り上げの御指摘の問題でございまして、恩給並びに国特公務員共済制度との取り扱いの関係を考慮しながら措置をまいりたいと思っております。

○住委員 ぜひ、今後の情勢の推移もお考えになりまして対処していただきたいと思うのでございます。

次は、最低保障額の引き上げの問題について二、三といえますか、ひとつ伺いたいと思っておりますが、今年年金の最低保障額が引き上げられた。短期に職者について新たに新設された。これはやはりいろいろな意味があると思うのでございまして、年金というのは保険方式をとっておりますけれども、そこにはやはり保障的な性格も持たせなければいかぬ、こういう意味で、私は最低保障額の引き上げ、特に短期に職者の最低保障額の新設については評価するものでございまして、ただ、非常に大幅な引き上げではございませうけれども、まだ、保障と見るといろいろ議論がございまして、そういうような立場に立つて考えるならば十分じゃないか。と申しますのは、これは制度の比較ということで直ちに議論にはならぬと思うのでございまして、たとえば生活保護制度における生活扶助基準、たとえば東京の一級地帯でございまして、いろいろ年齢その他によって相違がございまして、大体二万二千五百円あるいは二万二千六百九十円とか、その最低保障額と比べますと、最低保障額の方が非常に少ない、こういうようなことになると思うのです。私はいまだ申し上げましたように、直ちに生活保護制度がこうなっておるから年金もこうあるべきだ、こういうことにはつながらないと思うのでござい

ますけれども、しかし、生活保護制度の生活扶助というものは、これは憲法の規定に基づいて出てきている制度でございまして、そういうようなことから考へて、評価はしますけれどもまだちょっと不十分なんじゃないか。そういうことを踏まえて、ひとつ自治省の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○植弘政府委員 いま住先生の御指摘でございますが、基本的に異なるものであることはもう御説明するまでもないと思ひます。しかしながら、共済制度はいわゆる掛け金主義といひますか、相互扶助方式でやっております立場からいひますと、どうしても生活保護と異なるところは出てまいりますが、それにいたしまして、国で最低生活保障ということでは生活保護基準を定めております以上は、そういったものとの関連を考慮しながら、年金において生活する者が生活保護法の最低基準より低いということは、これは御指摘のように好ましいことじゃないと思ひます。したがって、私どもも最低保障制度の引き上げ、充実という点については、従来から少しづつではございますが努力してきたところでございまして、

ただ問題は、先ほど来いろいろと質疑の間にうかがえますように、年金制度が、発足の経緯等からいひましてやはり恩給との関連が非常に強いということ、それからまた一方では、三十七年にこの新しい制度ができてから、厚年といった社会保険の制度が導入されている、この二面性を保持しておりますために、両方のほうに均衡をとらなければいけないというところがございまして。そこで、恩給における最低保障がどのように上がつていくかということもございまして、そこらのところが地方共済だけの立場で措置するということにまいりませんので、若干隔靴掻痒の感がございしますが、関係省庁で十分連絡をとりながら、いまの御趣旨に従って今後とも充実につとめたい、このように考えております。

〔委員長退席、高島委員長代理着席〕

○住委員 いろいろ、一つは恩給のほうを考えぬといふか、あるいは国公共共済のほうを考えぬといふか、こういうことでございまして、同時に生活保護制度のほうもにらんでいただいて、ひとつこれから改善につとめていただきたいと思うのでございまして。

ちよつと私も調べればよかったです、一つ二つ事務的なことをお伺いしたいと思ひます。大体年金の対象となる給料それから基本率というものが、これは現状はわかっているのだから、恩給局のほうにお伺いしたいのですが、要するに給料の範囲とかそれから基本率、これは制度発足以来変わっていません、それとも変わっておりますか。ちよつとその歴史的な沿革というものがわかったら教えていただきたい。

○海老原説明員 恩給制度におきまして、この基本になる給付を何をとるか、またそれに対して乗ずる率をどういふふうにしていくか、そういったものの沿革という御趣旨と思ひますが、恩給では、基本となる給付は俸給をとっております。この俸給というのは、いわゆる諸手当をすべて除きまして純粋の本俸部分でございまして、これは制度発足以来一貫して俸給でやっております。この俸給のどういふものをとるかという点、退職当分の俸給をとるといふ、これも一貫したたてまえになっておりますが、ただ、退職当時の俸給のとり方につきましては途中若干の変遷はございしますが、戦後は一貫いたしましていまの方式になっております。

それからこれに乗ずる乗率でございしますが、これも大正十二年恩給法発足以来一貫しまして、基本的には最短在職年限で百五十分の五十、これをこえる一年ごとに百五十分の一を積み基本的な率は一貫しております。

○住委員 私は、さっきの最低保障額との関連の問題におきまして、やはり給付率、基本給付率というふうな問題になってくるのじゃないかと思うのでございまして、そういう基本給付率によつて

財政が計算されておる。

〔高島委員長代理退席、委員長着席〕
したがって掛け金も計算されておると思うのでございまして、どうも三分の一というのはもう一べん見直して見る必要があるのではなからうか、こういう考え方を持っておるわけでございまして。これはどこに聞いていいかわからぬのでございまして、自治省のほうにでもひとつお考えがございまして伺つておきたいと思ひます。

○植弘政府委員 どうも、先ほど来申し上げておりましたように、独自性があまりないので申しわけないのですが、いま地方公務員の場合を見ますと、二十年に達して百五十分の四十にいたしております。これは十七年で百五十分の五十ですから、三分の一を二十年にしましたときに引き延ばしただけでございまして、どうも、それを基本的にとりかへるということになりますと、やはりもとなつておられます恩給等の考え方によるわけになつてまいりますが、いづれにいたしまして、その沿革は別といたしまして、それではいまの基本率でいいのかということになってまいりますと、たまたま年数と給付率との関係は恩給をスライドさせたようなふうなこともございまして、同じく社会保険制度の一環としての厚生年金保険の年金制度と共済とを一体どういふふうにかへていくか、そこには保険数理論等を持ってきたり考へていくか、非常にむずかしい問題があるわけで、どうも私、不勉強で的確のお答えできませんが、全体的な財源率の計算、それから掛け金率、負担金率、そういうものをからませながらそういう支給率も検討すべきものであらう、こういうふうにかへてみます。

○住委員 私も、長年続いた制度でございまして、どう考へていくか、非常に問題点が多いだらうと思うのです。しかし、最近たとえば厚年あたりではいろいろな意味で基本的な検討が加えられておる。特に総理府のほうに調整連絡会議もあるようございまして、なかなかその点は実現はしにくい点は多々あると思ひますけれども、

そういう基本的なものについても、いまの情勢でいいのかどうか、少なくとも検討をして、考え方というものを確立しておく必要があるんじゃないか、できればそのようにしていただきたい、これはお願いでございます。

それから次の問題は、今度の法案で、いわゆる算定の基礎となる給与のとり方について、三年間を一年間にされております。これも附帯決議の趣旨に沿った改善だと思えますが、そこで伺いたいのは、一体三年間を一年間にすることによってどの程度改善されたのか。

それから第二点としまして、一年間になったわけですが、これは附帯決議では退職時の給与をとれ、こういうことになっておりますが、一年間と退職時の給与というものを一体どれだけの格差があるのか、この二点について伺いします。

○植弘政府委員 まず、計数的には、三年を一年にさしていただいたことによりまして、基礎給料で大体一二％程度のアップになるだろうと思えます。

それから、一年間の平均と退職時の給与との関係はどうかということですが、それは退職時の給与のほうが若干いいであろうということとは当然ですが、今回、改正をお願いしております規定によりますと、ベースアップがあった場合には、一年前にベースアップがあったものとしてその一年間の平均をとるといふか、こういいたしありますので、実質的にはほとんど差がないであろう、こういうふうに考えております。

○住委員 実質的な差がないということですが、これはただ単に時期のとり方であって、差がないということではないです。

その次の問題でございますけれども、財政方式を今度の改正で変えております。従来の平準保険方式を修正した、こういうふうになっておりますが、この考え方をひとつ御説明いただけたらと思えます。

○植弘政府委員 財源計算方式を、現在のような

積み立て方式にするか、もう一つの賦課方式にするかといったことは、年金制度におきましては従来からいろいろと論議のあるところでございまして、先進諸国におきましても両方の制度がそれぞれとられておるということになっております。そこで、今回の改正によりまして「平準的」という文句を取りましたために、賦課方式に移行するのにかいたような御疑問もあるかと思えますが、私どもはこの財政方式を直ちに賦課方式に変更するという気持ちは持っておりません。ただ、現在のように急激な経済変動が起こってまいりますと、これに適切に対応できるかどうか。それからまた、現在の年金制度がまだ十分成熟していない段階におきまして、今後とも数年のうちに大幅なベースアップをさせていただくというようなことになってまいりますと、現行制度で十分に対応できるであろうかという点もございまして、一応「平準的」ということばを取らしていただくことが、根本はやはり積み立て方式である現行制度にのっとることは変わってございせん。いわば弾力的な運用を行ないたいという考え方でございます。

○住委員 私も、積み立て方式が賦課方式か、これはほんとうに制度の根幹にかかわる大問題だと思えます。そしてまた意見も分かれております。いろいろその点について議論したいのでございすけれども、時間もございせん。

そこで、平準保険方式を変えたその趣旨は、いまお伺いしたわけですが、年金制度について、客観情勢の変動に弾力的に対処するために平準条項をはずしたのだ。ところが、それに関連しまして、ほかの制度ではやはり財政再計算期というふうな制度が制度化されておるわけですね。ところが共済についてはそういうふうな考え方がない。実質的には同じようなことをやっておられるのじゃないかと思うのでございすが、平準化方式をはずしたために掛け金率がふえるかもしれない、こういうふうな不安も出てくる。そこらあたり、はずしたということの理由はわかるのでござ

いすが、今後結局、給付総額と掛け金、負担金運用収入とのバランスをとってやる、こういうことにはなるわけですが、そのバランスというものを一体どの範囲で見ようとしておるのか、そういうような実際のやり方についてお伺いしたいと思えます。

○植弘政府委員 共済制度におきましても一応五年ごとに見直しをすることになっておりまして、本年度がちょうどその年に当たります。そこで、いま先生のお指摘のございましたような諸点も含めながら見直しを行なうわけでありますが、その場合に、一体全般的な改定等に伴っての掛け金、負担金を上げていくのかどうか、これは非常に大きな問題でございす。いわば共済制度発足以来、責任準備金問題というのは相当大きな根幹問題になっておりますが、それを具体的にどのよう措置するかということになってまいりますと、正直なところまだいま模索中でございまして、しっかりと算定方式ができておりません。しかしながら、少なくとも責任準備金そのものについての年利とかいったようなことを考えまして、これをある程度リザーブしておくことによつて、長い期間における保険数理的な健全性が保てるであろう。ただ、いろいろな諸制度が変わります。たとえば三年を一年にするといったような場合の増加、こういったものについては、これは当然に掛け金なり負担金にはね返らざるを得ないであろう。大体大ざっぱなところはそういう考え方でございすが、いま先生も御指摘のございましたように、財政方式をどのようにするかということは非常に大きな問題で、政府の諮問機関でございます社会保険制度審議会等におきましていろいろと御意見を賜わっておるところでございすが、今後とも関係省庁とも十分連絡をとりながら、公的年金としての共済保険制度に最もふさわしい財政方式はどのようなものであらうかというところを真剣に検討させていただきたい、このように思っております。

○住委員 いまもお答えございましたように、去年といことしとい、たいへんな改善でございす。いまの掛け金率でいいのかどうか、これは先のことを考えると、私はいまの率では足りなくなる、こう思うのです。そういうようなことからまたいろいろ問題も起きてくる。その際にやはり掛け金を上げなければ財政が破綻するということですから、いろいろ御苦労があると思うのでございすが、かえって、保険方式をとるのだとするならば何も平準化条項をはずさぬでもよかつたのじゃないかというふうな気もするのです。それは五年なら五年の再計算期という一つのワケがあるわけですから、それを埋めればいいのであつて、はずしたことによって対応できるのはそれはいいけれども、そうすると一体何年間くらいのもので掛け金を算定するかということになると、やはり五年間くらい、こういうことでしょうか。ですから、基本問題としては賦課方式が積み立て方式かという大問題があるわけですが、これをはずすことによってそういうようなところまで問題がいきかぬかというふうな感じもするものですから、そこあたり議論があるところだと思えますが、ひとつ慎重に対処していただきたいと思えます。

それから、今度、公的負担の割合でございすが、これも昨年附帯決議に載っておるわけですが、特に私学共済とか農林共済については百分の十八の公的負担がある。厚年については百分の二十の公的負担がある。私は、それはいろいろ制度の沿革によるという差があると思ふのでございすが、その掛け金率の問題からみまして、ひとつこの負担率を引き上げるべきでないか、こう考えるのでございすけれども、その点についてお考えを承りたいと思ひます。

○植弘政府委員 公費負担の割合を現在百分の十五ということにされておりますが、他の私学共済なり農林共済といったものの均衡を考えますと、もう少し上げるべきではないか。実は私どももそう思っております。もう二、三年前から、国家公務員の共済を主管いたしております大蔵省と

も、もう少し公費負担を上げようではないかというところで折衝しておるのでございますが、大蔵省は、共済の主管者と同時に国全体の財政も持っておりまして、いろいろと全体的な財政の割り振りといひますか、そういったものもございまして、なかなかうんと言ってくれません。しかし、私も考えてみますと、他の公的年金との関係からいいますと、少なくとも、公務員の共済であってもある程度それとの均衡を考えながら公費負担の割合は上げさせてもらいたい。今後関係省に強く働きかけるつもりであります。

○住委員 これも昨年の附帯決議の関係でございますが、退職後の組合員としての資格の継続の問題でございますが、これは一年というようにされております。私もいろいろ御要望を承っております。私でございますが、その要望は二年というのが多いのでございますが、一年とされた二年でどうしてだめだったのだ、二年にできないのか、こういうことについて御意見を伺いたい。

○植弘政府委員 二年とか五年とか、いろいろと要望がございまして。私も、別に一年でなければならぬという制度的な意味における歯どめはあるとは思いません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、健康保険との関係も考慮しなければなりません。現在の健康保険制度が一年ということにされております。本来共済制度というのは大きな意味の社会保険、本来ならば健康保険の中にあるものの特例だということになっております。したがって、公務員の身分を離れますと自動的に健康保険のほうに入っていくというのが、将来を展望した場合における社会保険の一本化といたしたような線からは考え方として適当なのではないかと思ひます。そういうことからいいますと、やはり本家でございまして健康保険制度とのバランスを考えざるを得ないであらう。それからまた実質的にいいますと、あまり的確な数字じゃございませんが、公務員の退職後一年くらいというものが、病気の発生率といひますか、罹病率が高いようございまして、一年の継続期間を持

っております。不幸にしてその間に病気にかかるといったようなことになりまして、今度は五年間また継続療養がでますので、まあまあその意味では、一年間でもこの際お認めいただくことによつて相当救われるのではないだろうか、このように考えております。

○住委員 年金のほうは恩給が本家であり、短期のほうは健康のほうが本家であつて、どうもなかなか議論しにくいのでございましてけれども、同じような問題で、公有地拡大推進法に基づいて土地開発公社ができて上がつておる。あるいは地方自治情報センターあたりや、ほかに道路公社とか住宅公社あたりは団体共済に入つておる、それと同じように扱つてくれというふうな要望が非常に強い。これも本家分家の関係になると思うのですが、なかなか解決できないのかどうか、ひとつ御意見を承りたいと思ひます。

○古屋政府委員 ただいまの土地開発公社の職員が地方団体関係団体職員共済に加入されることにつきましましては、私もぜひ積極的に前向きに推進したいと思つております。また、六十八国会、七十一国会の附帯決議もございまして、関係各省と鋭意協議を進めてきたところでございまして、今回御提出申し上げております法律案の作成段階までにおきましては、いわゆる土地開発公社が厚生年金特別会計からの責任準備金の移管等の問題などもございまして、取り扱ひの結論を得ることができなかつたのでございまして、そういう意味におきまして、私も今後前向きに検討を進めたいと思つておりますが、内部で話がつきますればぜひそういうふうなようにしたいと考えて、気持ちとしてはそういうふうに進めておりますが、なおこの法案の審議過程におきましてもそういうふうな気持ちで進めてまいりたいと思つております。

○住委員 ひとつその線でもよろしくお願いしたいと思ひます。

年金関係は大体以上でございまして、それに関連して地方議会議員の年金について二つ三つ御意

見を賜りたいと思つております。

こういうふうな各種年金、公的年金、どんな年金額が引き上げられておるわけでございますが、地方議会議員の年金の改善についてどのようにお考えになつておられるのか、承りたいと思ひます。

○古屋政府委員 地方議会議員の年金につきましては、昭和三十一年度から制度が改定されて以来一度も改定が行なわれておらないことは御承知のとおりでございます。一方、地方公務員の年金につきましましては、四十二年度から恩給の年額改定に準じて、その間、給与水準の大幅な上昇あるいは物価の値上げなどによりまして、地方議会議員の年金につきましても、各地でも改定を要望する声が非常に高まつてきておりますことは御指摘のとおりでございます。ただ、地方議会議員の年金制度は地方公務員の共済年金と異なりまして、給付に要する費用は議員である会員の掛け金をもつて充てることができる原則としておることにかんがみまして、これをどうしようかという点につきましましては、いまその取り扱ひにつきましましては慎重に検討中でございます。聞くところによりますと、一部におきましてそういうような一案というものできておるといふことを聞いておりますので、私もはそういう点も十分考慮に入れまして、積極的に、前向きにこの引き上げの問題については考えてまいりたいと思つております。

○住委員 そのことをいろいろお考えになつていただく際に、要するに議員としての、たとえば県議会議員あるいは市議会議員あるいは町村議会議員、この期間通算ですね、なかなかこれもまたたいへんむずかしい問題だと思つてございまして、そういう点についてどのようにお考えでございませうか。

○植弘政府委員 先ほど政務次官から御答弁がありましたように、三十七年にこの議員共済年金制度が発足いたしました際にも、やはり一本化の問題というものがだいたいあつたようございまして、要するに、都道府県の段階、市の段階、町村の段

階の議員さん方が一本の共済をつくりまして、これは相互通算になるわけでありまして、掛け金の金为主体で発足いたしております。掛け金の基礎になります報酬というものが、現実問題として都道府県、市、町村では相当格差もございまして、それからまた、現実に議員さんの昇級昇格もたいなかつたようでございます。市なり町村から県會議員になられる先生方が多いのですけれども、県會議員から市なり町村の議員におなりになるといふことはほとんどないものですから、結局県のほうでは損するとか何とか、こういったようなことで、本質はそれぞれ同じグループにおける掛け金によつて、主体によつて相互扶助を行なうという精神に立つておりますから、そこらのところは掛け金という問題がどうしても根っこにありまして、なかなかうまく話がつかなくなつたようであり

ます。したがつて、その以後は県のグループ、市のグループ、町村のグループというふうな三つの共済会としてだんだんと成長してきておりますので、相互通算というものは現実の問題として、制度よりもむしろ相互の問題としてむずかしいのじゃないだろうかというふうに感じております。

○住委員 もう一つ伺ひしておきたいのですが、地方議会議員の場合に、実際問題として他の公的年金制度を受けておられる人もおられるわけですが、最初の発足にあつたのは、議員相互の掛け金で互助会方式でやつておつた。その後やはり公的負担も加つてきた。そこで、今年年金を改定するにあつてはやはりそこは調整すべきじゃないか、こういうふうな意見もあるわけございまして、そういう意見に対してどのようにお考えになつておられるか、最後に承つておきたいと思ひます。

○植弘政府委員 いまお示しのごさしたように、従来は、従来といひますか、三十七年度に制度化されるまでは、本来の互助的な意味における任意の団体でございまして、議員さんといへども加入は任意だったわけございまして、ところが三十七年に強制加入という制度になりました。それ

から今既、掛け金だけで推移しておったのでございませうが、将来にわたつての年金額の確保とか財政の健全性といったような観点から、四十七年度から、公費の補助といひますか、公費負担するといふことが当委員会等でも御議論いただいてきめられました、そして毎年百分の一ずつ交付税措置によつて地方団体が負担するということになつてまいつております。

そこで、他の公的年金におきまして、先ほど来御議論のありましたように、国庫負担なり県費負担なりといった公費負担がありますものと、今度のように議員さんにつきまして四十七年から公費を持つということになってまいりますと、同じ公費負担というものを二重にするというのはいかがであらうか。したがって、年金の支払いにつきましては、その公費負担に当たる部分の一部をやはり調整で落とさせていたかどうかということが、国民全体のための負担の公平といえますか、そういうものから適当であらうか、こういうように考えております。

○住委員 質問を終わります。

○伊能委員長 小川省吾君。

○小川(省)委員 共済組合法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

第七十一国会においてもいろいろ質問に立たせていただきましたが、御指摘をした、あるいはまた要請をした多くの諸点について、今回の提案でこれを取り入れられてまいっているわけであります。とりわけ、退職年金の基礎となる給料を退職前三年間から一年間に改正をした点、いわば共済年金の基本にかかわるような改正に踏み切られたわけでありますが、これらの点については高く評価をしながらも、このような抜本的ともいえるような改正をしながら、まだまだ幾つかの諸点について改善を要する点がありますので、このような観点に立つてお尋ねをしてまいりたいと存じます。

まず最初に大臣にお尋ねをいたしたいと思つて
います。

中で、特に社会的弱者に対する制度要求の中で、四野党の共同提案という形で、賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定に関する特別措置法案を提案をいたしまして、結果として、国民年金、厚生年金において、厚生年金が三カ月、国民年金が四カ月の遡及をした、いわゆる繰り上げ支給が決定を見たわけであります。現在のそのような異常なインフレや物価が高騰をしている時期においては当然のごとだというふうに実は思っているわけでありませうけれども、国民年金や厚生年金の受給者も、あるいはまた恩給や共済年金受給者も、年金所得をその収入の主としている年金生活者にとっては同じように社会的な弱者というふうに見られているというふうに思うわけでありませうが、大臣のお考えはいかがですか。

○町村国務大臣　最近における物価の異常な高騰によりまして、いま御指摘になりましたいわゆる社会的弱者といわれておりますような年金受給者にとりまして、これは重大な生活の脅威になるということから考えてまして、年金につきましても御承知のように相当なこのたび改正が加えられた。この辺について必ずしも十分でないという御意見も一部にあるようでございますけれども、しかし、このたびこういった問題についてはかなり前進した措置が講ぜられているというふうに私は見ておるところでございます。

なお私は、こういった一種の年金制度という
ようなものにつきましては、今後の物価の高騰の
推移というものがどういふふうになるだろうかと
いうことに關連をいたすことは申し上げるまで
もございませんけれども、やはりこういった制度
のできた趣旨が十分満たされるようなく、あいに必
要な改善を加えるということは、今後の問題とし
て当然のことだ、かように私ども考えておるとこ
ろでございます。

○小川(省)委員 いずれにしても、このような非常にインフレの高騰期におきましてはあのような措置がとられるのは当然でありますし、そういうことであるとするならば、同じような法のもので

取り扱われるべき共済年金の生活者に対してても当然そのような措置がとられてしかるべきだと思ひますが、大臣はこれを少なくとも繰り上げていかれるような御意思をお持ちかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

○町村国務大臣 いま御指摘のございました各種のこういった年金制度というものの間において、今回のこういった改正がはたして総体としてバランスがとれておるかどうかといったような問題も当然検討されたものと、かように私は承知をいたしておるのでございます。このたび御提案申し上げておりますこの問題につきましては、言うまでもなく、地方公務員のための共済組合が支給いたします年金の改善ということも国家公務員の恩給の改定の措置に準じて行なわれたものでありまして、したがってそういった点では十分バランスが、少なくとも国家公務員と地方公務員とは十分そのバランスはとれておるものでございますが、他の一般の年金制度との関係におきましては、言うまでもなく制度自体の根本のたてまえが違っておるものがいろいろあるわけでございます。そういったたてまえの違いというものを念頭に置きながら、総体として政府としては十分バランスがとれるという判断のもとに今回の改正というものが行なわれたものと、こう私は承知をいたしておるわけであります。

なおいまの点についてさらに公務員部長からもう少し補足してお答えをさせましょう。

○植弘政府委員　いま大臣から基本的な考え方を答ええましたが、いま小川先生からは、支給期の繰り上げの問題の御質問だったと思います。いま大臣のお答えのありましたように、恩給、国家公務員共済とのバランスというものが大々的に繰り上げするということで、地方公務員につきましては繰り上げするということわけにまいりません。やはりいまの点についてさらに公務員部長から

り恩給なり国家公務員共済の動向と合わして措置
させていただく。先ほど大臣もその点でバラン
スをおっしゃっておりますが、そのように御理
解いただきます。

○小川(省)委員 提案に踏み切られた町村自治大臣の意思は、いま言われたように、恩給法なり国共法なりとバランスがとれてこの地方公務員共済組合法の提案に踏み切った、そういうことはよくわかるのですよ。

しかし、今月の中旬にそういう形の中で、国民年金なりあるいは厚生年金なりが繰り上げ支給を決定したという新しい事態が提案後に発生をいたしているわけであります。制度の違いというのはわかるけれども、同じ年金を生活の主たる収入としておるところの年金生活者にとっては、制度は違っても同様であります。そういう点については、担当の責任者である自治大臣はそのような措置を講ずるような努力をなされるのが当然だというふうに私は思っているわけであります。しかし、御承知のように恩給法はまだ内閣委員会では審議に入っていないという現状であります。しかし実際には、院内でも、恩給法も若干の繰り上げをするというふうなことがささやかれているのが、実は与野党を問わず、議員間の実情であります。そういう点を勘案をしてか、昨日の大蔵委員会の国家公務員共済組合法の審議にあたっては、恩給法が上がった際には当然そのように措置しますという答弁が出ているわけでありますが、町村さん、国共法というのはいわば地方公務員共済組合法の兄貴の法律であり、恩給法がいわば母法というふうなものであります。それならば、国共法がそういう方向であるならば、町村自治大臣としても、恩給法等の実情に合わせてそのような措置をとり、また閣議の中でそのような意見を開陳をしていける意思があるかどうか、あわせてお伺いをいたします。

○町村国務大臣　いま御指摘のございましたように、国家公務員の恩給等が他の年金との関係でさらに改定時期を繰り上げることに相なりますすれば、これは地方公務員も、先ほど申し上げましたようにそれとのバランスをとるということは当然でございますので、そういった点はそれらの状況とを十分勘案しながら、適当に対処するようにいた

してまいることは当然だと考えておる次第であります。

○小川(省)委員 また、年金受給者の間では、いわば年金のストライドが、現状では現職公務員との間に一年半格差がある。これを少なくとも四月にさかのぼらせて、一年のおくれにしてほしいという声が非常に強いわけであります。そういう点も勘案をしながら、当然一年半のおくれを一年に詰めていく、四月に遡及して実施をするということについて、おそらく、昨年の委員会の中でも、どうも推察をするところによると財源問題のようでありましたが、そういう点から勘案すれば、四月に持つていけるようにぜひ継続的な努力をこの際強く要請をしておきたいと思ひます。

あと一点、大臣にちょっと伺ひたい。後ほど詳細に触れますけれども、先ほど住委員の質問にもありましたが、前向きな形で地方議員の年金の改正について検討をされておるといふ答弁がございました。年金という以上は、少なくとも年金に値するようなものでなければならぬといふふうに思ひます。しかしながら、実は地方議員年金については、まるでたばこ銭のような額のものがあるわけでありまして、そういう意味からすると、少なくとも議員年金についても一つの最低保障額なりあるいはストライド制といふようなものを取り入れていくべきではないかといふふうにも思ひます。こまかい具体的な問題は後ほど触れますが、その点だけについて大臣から御答弁を承りたいと思ひます。

○町村国務大臣 現在の地方議員の年金は、開始されてからまだそう長い時日も経過をいたしておりませんし、また御承知のように、地方議員といふのは、いわゆるその歳費的なものも団体によって非常な違いがあるといふことは申し上げるまでもございせん。そういったようなことからいたしまして、一般の市町村議会の議員の年金はいま御指摘のようにきわめて僅少なものになっておるといふのが実情であらう、私もさように見ているところでございます。現在国会議員の歳費

が年々上がり、これに伴います年金というものもかなり増額になってきておるといふようなことかいらいたしまして、地方議員の間にも、同じ議員でありながら地方議員と国会議員の間にあまりに差があり過ぎるではないかというような意見、あるいはそういった指摘というものが現に存在しているといふことは、私も重々承知をいたしておるのであります。

ただ、これは御承知のように、相互の掛け金制度をもつて行なうというのがたてまえになっておるものでございまして。近年、各地方団体の議員の歳費もかなり増額になっておる、したがって当然年金もそれに伴って上がるということに相なっておるわけでございますけれども、現在議員側から、もう少し増額をしてもらいたいという要望がかなり強いようでございます。それには単なる掛け金だけではやれないということにおのずからなつてまいるのでありまして、たてまえ論と現実の支給との間の一種のギャップをどういうふうにしてこれから埋めていくかといったような問題もあ

ります。地方議員については、その方のやめた後における生活を保障するだけの年金を支給するということには、実はかなり問題が存すると私は思ふのであります。したがって、現行のような制度のたてまえで、しかも今日歳費等がだんだん上がつてまいりますのに伴つて上がるということとは当然やつてまいるべきこととございまいしょうけれども、いま一部の御意見の中には、もっと思い切つた増額をはかるべきであるという強い要望がございまして、それには御承知のようにいろいろな問題がなお存在をいたしておるわけでありまして。自治省といたしましてはこの問題は、いま一つの問題として検討をいたしておるといふことはいままでもお答えを申し上げているところでございまして、さうも、なおそういった点については諸般の情勢を勘案しながら目下検討を加えておるところだ、さううにお答えを申し上げるのでございます。

○小川(省)委員 いろいろな意見がありますが、

後ほど具体的な問題で触れさせていただきます。以下、具体的な問題についてお尋ねをいたしますので、専門家である植弘さんのほうからお答えをいただきたいと思います。

政府提案の恩給法では、いわゆる従来の積み残しの格差といひますか、一五・三%の賃上げに対応する分と、それから今回は一四・七%を二年にわたつて是正をすることにしてゐるわけですね。そして現職公務員給料と年金仮定給料との格差はなくなるといふふうになってゐますね。昨年も指摘をいたしたのですが、これによって退職時期による年金額の格差はたしてなくなつていくのでしょうか、どうですか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○植弘政府委員 なくなつていくものと考えております。

○小川(省)委員 いま一例をあげるのでもちよつとお聞き取りをいたしたいと思うのですが、四十八年度の改定で三十七年度に退職をした者の年金の月額二万七千二百円のもの、本年の改定では月額三万九千九百円になります。これは昨年度の改定と本年の改定の比較であります。四十六年度の退職者の場合を見ますと、年金月額が四万七千二百円のもの、本年の改定で六万四千七百円になります。そうしますと昨年よりもさらに格差が拡大をする結果になるわけですね。この点についてどうお考えですか。

○植弘政府委員 この数字についてはもう少し詳細検討を要するかと思ひますが、いま考えられますことは、三十七年度から昨年度までに至りますペースアップの率が、従来は大体一〇%以下でございましたが、四十七年からですか、相当大幅なアップになつてまいつております。そこらのところがいま御指摘のような点に作用したのではないかと、このように考えます。

○小川(省)委員 これはやはり格差が増大するのですよ。だから、この是正を考えなければほんとうの意味での改善じゃないと思うのですね。こ

れはなぜこういうことが出てくるかというと、今度の改正で三年間を一年間に変へますね。そうしますと、三十七年度はいわば改善率がゼロの場合、四十六年度になりますと二〇%程度が増額をされてくることに基因するんだというふうに私は思ふのですが、そのことによつて格差が拡大をするんだと思うのです。だから、今度は改善をしたわけけれども、格差が増大をしたようでは、この是正を考えなければほんとうの意味での制度改善にはならぬといふふうに思ひますので、いわゆる改善によるところのひずみが出てきた点について今後どのように対処されるのか、お考えのほどを承りたいと存じます。

○植弘政府委員 年金におきましていろいろな、退職時における差によつてのそういったアンバランスといひますかギャップが出てくることは好ましいことではないことはもう当然でございます。したがつて、昨年も御指摘がございましたが、あと御質問があると存じますが、いわゆる厚年との関係における逆転といひますか、水びたし現象の解消といったもの、それから今回も給与水準と消費物価水準との差を埋めようといふ、こういったのはいま先生御指摘のような一連の立場に立つての措置でございます。したがつて、私も不勉強で申しわけございませんが、いまの格差がどうして出たのか十分検討いたしまして、それが改善できるものであれば当然改善のための努力をいたしたい、このように考えます。

【委員長退席、中山(利)委員長代理着席】

○小川(省)委員 いま申し上げたような形が現実に出てくるわけです。自治省の改善をされてゐる意図はよくわかるわけですが、そういう中にひずみが出てくるわけですから、そういう改善に伴うところのひずみについての是正をさらにひとつ検討して対処してもらいたい、こういうことを要請いたしておきます。

この年金額の改定に関連をして、昨年も私取り上げたんですが、四十五年四月と四十六年四月の

退職者の給与改定時期によるいわゆる落ち込みのものについては是正ですね。本年は政令によってこれを是正するというふうに向つておるわけでありますが、当然政令によって是正をするのであつて、給与改定の適及時期の問題だけありますから、完全に同じような形に是正をされるのが至当だというふうに思うわけです。漏れ聞くとこころによると、何か二分の程度などというこそこな手段をやられているようだけれども、そんなばかな話はないというふうに思っていますが、四十五年四月と四十六年四月の退職者の扱いについてどのようにやっていかれるのか、お伺いをいたします。

○植弘政府委員 政令で定めるところによりまして改定をするというのは先生御指摘のとおりであります。半分じゃございませんで、一年でやる予定にいたしております。

○小川(省)委員 そうすると、四十五年五月の退職者と同額にするという意味ですね。

○植弘政府委員 そのとおりでございます。

○小川(省)委員 次に、特別保障年金について若干お尋ねをしたいと思います。

厚生年金水準との均衡をとるという意味で新たに特別保障年金制度を取り入れたわけですね。特別保障年金という趣旨からして、私、幾つかの点でどうも特別保障というその趣旨に沿わないものがあるんじゃないかというふうに思うので、若干お尋ねをしたいと思います。

組合員期間が二十年を下回る者が受給者があるわけですね、十九年とか十八年とか。そういう人たちは当然、二百四十カ月といふから、いわゆる二十年として保障を行なっていくべきではないかというふうに思うのです。いわゆる特別保障という形を考へるならば、当然、十九年、十八年であっても、いわゆる二百四十カ月としての保障をしていくのが特別保障をしていくところの趣旨だと思ふけれども、その点についてはどうなのか、お尋ねをいたします。

○植弘政府委員 いま御指摘の特別計算の問題で

ございますが、御承知のように、勤務年限といふものが、これに依りて年金の額を算定するというのがたてまえでございます。ところが、現行方式によつても非常に低額であるという場合に特別措置を講じようとするものでございますが、二十年の者とそれに満たない者というものは本来のたてまえによつて均衡をはかるのが、やはり年数によつて年額をきめるというたてまえからいってはやむを得ないところじゃないか、このように思ひます。

○小川(省)委員 理屈が合つていようでまさに通らない理屈だと思ふのです。十八年か十九年の者を、特別として二十年で与えるべき年金を支給するようにするわけですね。そして、少なくとも保障をするという観点からいふならば、やはり最低二十年のところに合せていくのが当然だろうと思ふのだけれども、兄貴分であるところのいわゆる国共の中ではどう考へてゐるか。大蔵省の鈴木共済課長においでをいたしておりますが、大蔵省としては国家公務員共済を考へるにあつて、この辺についてどのような検討をされたか、お伺いをいたします。

○鈴木説明員 途中で参りましたので正確に理解しているかどうか、もし間違つておりましたら御指摘いただきたいと思ひますが、現行の共済年金制度につきましては、御承知のとおり相互扶助による社会保険制度でございますので、その給付は、組合員が掛け金の負担をした期間について基礎とすべきものというふうに考へておるわけでございます。いま御指摘ございました組合員期間が二十年未満のそういう方につきましては、現行の共済制度の施行の日まで引き続いていないような、そういう期間を加へまして二十年以上になるような場合ということが想定されるかと思ふのでございますが、そういう場合の退職年金を受けることにつきましては、制度が発足前の在職期間を何ら給付の対象としないと思ふと、年金制度の成熟に著しくおくれるというような支障を来すことも考へてそのような措置がとられてゐるわ

けでございますから、申し上げましたような年金制度のたてまえあるいは退職年金の最低保障というような観点から見ましても、現在のような方式によるものが適当であるというふうに考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 あまりよく理解はできませんが、ぜひひとつこの点については、やはり特別保障をして年金を支給するということであるならば、少なくとも二十年という観点の中で保障をしていくべきだというふうに思ひますので、さらに検討を国共、地共ともどもお願いをいたしたいと思つてゐるわけでございます。

控除期間、百分の四十五の控除の問題がありまね。これについては私も廃止すべきだといふふうに向つてゐるのですが、どうなんでしょうかね。

○植弘政府委員 もう先生よく御承知のとおりでございますが、共済組合自体は、いまもお答えございましたように、掛け金を主体にした相互共済制度といふものですが、そういうものでございまして、やはりこの掛け金を現に負担したかどうか、納めたかどうかというものが年金の場合における重大なポイントでございます。したがつて、やはり掛け金を納めてない期間というものは年金計算の期間から控除されるというものは、これもやむを得ないところであらうと思つております。

○小川(省)委員 趣旨はわかるのです。私は百分の四十五という控除が少しきつ過ぎるのではないかというふうに向つてゐるので、その辺はひとつ検討をしていただきたいと思ふのです。

それから、いわゆる七〇%の頭打ちの問題がありますね。これは特に現業職員等の低い賃金の場合にはどうも不利になつてくると思はれますので、一定額以下の場合には七〇%の頭打ちというのをはずすべきだと私は思つてゐるのです。実際に計算した額よりも低くなる場合が生じてくるのです。退職時賃金が六万とか七万なんといふ低い場合には、これは私ははずすべきだと思ふのですが、この辺については大体自治省の中で検討さ

れたことがあるのかどうか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思ひます。

○大嶋説明員 最初のほうの百分の四十五という問題でございますが、これはその当時の国の負担が百分の十、残り九十を四十五ずつ負担しておつたので百分の五十五を除いた、したがつて掛け金の分だけ残つたという問題でございます。掛け金を控除したということでございます。

それから百分の七十の頭打ちにつきましては、恩給とはずを合せておりますので、これもやむを得ないのじゃないかと考へております。

○小川(省)委員 総理府の海老原恩給室長においでをいただいておりますが、総理府のほうでは、恩給でいま言った百分の七十の問題について、特に退職時賃金の低い者について検討をされたことがありませんか。

○海老原説明員 恩給制度といたしましては、在職年につきまして文官は四十年、軍人は五十年といふような頭打ちがございます。しかし計算率の面では特段にそういった頭打ちを設けておりません。

○小川(省)委員 たとえばやめるときに六万円の組合員期間が三十年として計算をしてみたのですが、そうなりますと五十七万六千円の年額になるのです。ところが七十の頭打ちで五十万四千円ということ、七万二千円ばかり七十の頭打ちによつて不利をこうむる者が出てくるのです。実情では、ですから私はそういうふうな点で、退職時の最終賃金が低い者については七十の頭打ちというのはいくらでもあまり感心しないといふふうに向つておりますので、ひとつ公務員部長を中心にぜひそういう点についての検討を強く要請をいたしておきます。

次に、退職退職年金額の改定において、他の公的年金制度と同様に遺族年金制度を設けるべきだといふふうに向つてはありますが、なぜこれは設けられないのでしょうか。

○植弘政府委員 その点は、同じような公的年金制度におきましてもまだ創設されておりません。

したがって、他の年金との関係等も考慮しながら、その間の連携をとりつつ検討させていただきたい問題でございます。

○小川(書)委員 そうすると、自治省の主張で大蔵なり厚生なりにそういう主張をいまままでにやったことがありますが、あるいはそういう主張を今後やっていただけないことですか。

○植弘政府委員 先ほどの住先生の質問のときにもございましたが、総理府審議室を中心にやっております公的年金連絡協議会ですか、この場におきましてそういう問題を取り上げられたことがございまして、将来の課題として検討していこうということになっておりますが、いまのところまだ結論が出ておるわけではございません。

○小川(書)委員 ぜひひとつ強く主張をしていただきたいというふうに実は思っておるわけでありまして。

次に、昨年も実は義務教育学校等の学校の給食調理員等の例をあげてたいたしたものでありますが、いざ給食調理員でありますとかというように、中年以上で就職をする職員というのがたくさんあるわけでありまして、で、退職の勧奨を受けるような五十八歳、五十九歳、六十歳というところになっても、実は二十年の年金受給資格が得られないまま退職をしていく職員がかなりたくさんあるわけでありまして、今回の改正の中でそのような点が入られていないわけなのですが、私は、少なくとも四十歳以上で、しかも組合員期間が十五年以上あるような者については、当然年金受給資格を与えるべきだということに思っているわけでありまして、これに対して自治省の見解をお示しをいただきたいと思いますので、お尋ねいたします。

○植弘政府委員 昨年の当委員会の審議の際にも御指摘ございました、私もその実態を十分きわめた上で対処したいということ、昨年から今回の法案改正まで検討してまいりました。ところが、いま御指摘のPTA関係だけでございまして、実態もおおむねよくわかりますので、何とか

措置できるのではないだろうかと思いましたが、やはり私ども、この年金制度を公務員全般に当てはめます場合には、PTA雇用の職員と同じような業種といえますか、非常に関連性の深い業種についてもやはり同じ取り扱いをすべきではないだろうか、そこで国家公務員においてそういうものがあるのじゃないだろうかということで、国家公務員担当の大蔵省とも御相談したわけでありまして、非常に業種が多岐にわたっておりますが、本年の改正に間に合なかつたのでありまして、両省とも今年一年をかねまして十分に実態を見きわめた上で、明年度にはできるだけ創設させていただくというふうに考えておるわけでございます。

○小川(書)委員 今度は間に合なかつた、来年度の中ではそういう趣旨といえますか、要望を生かして、実現をさせていただくようにやっていきたい、こういう理解でよろしいですか。

○植弘政府委員 できるだけ御趣旨に沿うように努力したいと思っております。

○小川(書)委員 ぜひお願いをいたしたいと思っております。

次に、遺族年金制度についてお尋ねしたいわけでありまして、最低保障額制度においても、いわゆる退職年金額は三十二万一千六百円ということ、遺族年金額は約七割以上の二十五万四千四百円に保障されているわけですね。しかし、年金受給者が死亡した場合の遺族年金は半額にされているわけですね。遺族年金というのは退職年金額の七割程度に、遺族が遺族年金を受けることになった場合には保障をしていくべきだということに思っているわけですが、その点についてのお考えはいかがですか。

○植弘政府委員 御趣旨のほどは理解できるわけでございますけれども、先ほど来同じような答弁をして恐縮でございますけれども、やはり恩給だとかその他の制度との兼ね合いがございまして、そこらのところとの調整を十分はかりながら、将来の問題として検討させていただきたいと思っております。

○小川(書)委員 海老原恩給室長、いかがですか。

○海老原説明員 遺族年金の最低保障に関連して恩給の問題で申し上げますと、共済年金は保険数理に基づく社会保険の一環として成り立っている年金制度でございます。厚生年金が一般被用者を対象とするのに対して、公務員という特殊な職域というものを対象とするところから、いわば厚生年金の特別法という関係に立っているものであります。それに対して、恩給制度は社会保険に基づくという年金制度と異なりまして、公務員を対象とする全額国庫負担の特殊な年金制度でございます。独自の長い歴史を有するものでございまして、厚生年金の制度を共済年金で取り入れましてこの特別の保障を設けておるというようなことと、ちょっと経緯、沿革が違っておりますので、恩給制度のサイドからこの最低保障のやり方についてどうこうということとはちょっと申し上げにくい問題でございます。ただ、恩給制度といたしまして、遺族扶助料について一定の最低保障を設けておるということはいたしてあります。またその額は今回大幅に改善する予定でございます。

○小川(書)委員 いずれにしても、沿革なり制度なりが異なつたいろいろ歴史があることは十分承知をいたしておりますが、やはり遺族年金についてもそれらの点について勘案をしなければ、遺族の生活を保障するということにはならぬと思うので、受給者がなくなる、とたんに二分の一になるということ、大体二分の一の根拠すらこれはいろいろな意見のあるところでありまして、これらの点についても、諸制度勘案があるわけでありまして、ぜひひとつ検討をお願いをいたしておきたいと思っております。

それと関連をして、新たに扶養加給制度が設けられたわけですね。恩給法では今度は一萬二千元にしていこうというわけでしょう。そうですね。

○海老原説明員 恩給制度では、傷病者に支給されます増加恩給、それから傷病年金に妻がいる場合には加給をつける、増加恩給については妻とその他の扶養家族について加給をつけるというような制度がございまして、それからまた公務員扶助料につきまして、扶養する他の遺族がいる場合に加給をつけるというような制度がございまして。

○小川(書)委員 一萬二千元ですね。

○海老原説明員 はい。その公務員扶助料の扶養遺族の加給というものは現在九千六百円でございますが、これを一萬二千元にするということで御審議をいただいております。

○小川(書)委員 共済では、これを今度設けたのに、九千六百円ですね。恩給法の上で一萬二千元にされたものが、なぜ地共済では九千六百円なんですか。なぜ一萬二千元にできないのですか。大体恩給法を母法としながら進んできたものが、恩給法を改正する、その一年おくれであつて追いつけるということなのですか。

○植弘政府委員 そこ共済の二面性といえますか、先ほども申し上げましたように、発足の経緯からいいますと非常に恩給の流れをくんでおりますから、いわば恩給は母法でございますが、現実には社会保険といえますか、社会年金制度の一環として厚生年金との均衡という、この両方の二面性、両方から制度を考えなければならぬという性質を持っております。この加給制度は、どちらからいいますと厚生年金保険におきまして、この加給年金という制度でございまして、これに相当するものとして創設しようとするものでありますから、したがって金額も厚年の九千六百円というもののにぞらえるということにさせていただいておるわけでございます。

○小川(書)委員 私は、やはり掛け金をもって運営をしていくところの、いわゆる厚年からいえば一種の職域年金のような性格でしょう。だから私は、厚年の九千六百円ではなくて、恩給法にある一萬二千元を適用していいと言えぬ根拠があると思うのです。ですから、掛け金をもってやって

いくのだから、そういうようなより前進をした他の制度があるのだから、そういう改正をしていく恩給法というのがあるのだから、少なくともそれにならうべきで、厚年にならなくてもよろしいというふうな理解に立って主張しておりますので、そういう点は若干立つところで違ふようでありますが、そういう点も今後法改正にあたつてはぜひひとつ勘案をしていただきたいと思います。

それから、最低保障額の適用者にあつても、いわゆる既支給の退職一時金を減額しておりますね。してゐると思うのですよ。私はまだ受けていないからわからないけれども、適用を受ける者の退職一時金の調整が実施されてゐると思つてゐます。最低保障額という考え方からすれば、最低保障額というのは一体何なんだということになるわけでありまして、これらの既支給の一時金について最低保障額適用者からはぜひ取りやめてもらいたいという立場で御質問を申し上げますが、いかがですか。

○植弘政府委員 制度としては御指摘のようなことになっておりますが、これは、一時金の基礎となりまして期間を年金の基礎となる期間とすることになりますと、いわば重複支給といった不合理が生ずるわけでございます。したがつて、そういう不合理を避けるといひますか、排除するため、全般的な意味における受給者相互間の均衡をはかることとからそういう措置をされてゐるものでございます。

○小川(省)委員 受給者間の均衡をはかるといひても、最低保障という考え方がいわゆる共済の中に持ち込まれた以上は、均衡ということじゃなくて、その最低保障があることが均衡なんです。そうだとするならば、その中から調整を受けるなれどもというものは均衡を失ふのです。ですからそういう意味ではやはり均衡という考え方を受けてももらふと、これは組合員にとって不利益になるし、組合を守る観点に立たないというふうに思ひますので、だいたいお考えが違ふようですが、均衡というのはそういう上についたのがほんとう

の意味の均衡だというふうに私は思つてゐる、ぜひひとつこの点も御検討いただきたいと思います。

○植弘政府委員 いまの最低保障制度というものの性格からいいますと、小川先生の御指摘もとてもだと存じます。しかし、これは何といひますか、通算退職年金制度のいわば基本的な問題にもかかわる問題でございますので、単に私どもの地方公務員の共済だけでこれを処理するといふのも問題があるかと思ひます。したがつて、御趣旨を体しながらこの点も十分真剣に検討させていただきます。

○小川(省)委員 これも昨年末は取り上げた問題なんです、いわゆる断続職員の通算の問題なんですけれども、二十四年十月一日という旧国家公務員共済組合法の施行時期というのは、やはりはずれていないのじゃないかというふうに思ひますが、これがはずれないところの理由はどこにあるのか。

それからあと一つは、退職理由によつて——まあ勸奨によるものというふうなことになる、退職しただけでも、いろいろな経済変動期等で職員は退職をし、ある際にはまたつとめてくるということもあるわけでありまして、退職理由による差別というのを断続職員の通算に設けるのは不当ではないかというふうに思つておりますけれども、この点については是正をされたのですか、それとも現在でもまだされてないのですか、それとも今後どうするのですか。

○植弘政府委員 まず断続期間の問題でございますが、これは今回の改正案によりまして、外地等から引き揚げの一年を三年まで延長させていただくことになりましたので、それによりまして大部分が救われるのじゃないかと思ひます。もちろんまだ残る問題はあります。……ただ、二十四年という問題は、国家公務員共済との基本的な問題でございますので、これもやはり国家公務員共済との関係を十分慎重に考えなければならぬ問題である、こういうふうに思つております。

○小川(省)委員 私、去年も申し上げたわけですよ。外地の方をそういう形で救済をしていくのはたいへんけっこうなんです、私も外地生活者ですから。あれらの中に、はたしてあれが半官半民か、おそらく五分の四くらいは実際には民のものであつてゐるわけですよ。そういう者が通算を受けておつて、かつて町村職員であつた者がまた町村職員になつた場合なんか通算されないのですよ。そういう不合理があつてよろしいのかという問題なんです。外地の場合には外地の引き揚げ団体のプレッシャーもあるんですよ。しかし私は、そういう現に町村役場につとめていたといふような者が、断続期間があることによつて通算されないといふふうな不合理が、明らかにつとめておつたことがわかりながらできないという実態があるからお尋ねをしておるんですよ。

○植弘政府委員 昨年もその点は御指摘ございました、国家公務員のほうの關係とも調整をはかりながら検討を進めてまいりましたが、前進的な結論を生み出しておりません。したがつて、引き続きこれは検討をさせていただくことにお願いしたいと思ひます。

○小川(省)委員 これが実現しないのはどこに障路がありますか。

○鈴木説明員 地方公務員の場合の断続期間の問題については、自治省とも再三協議いたした問題でございますが、国家公務員共済、先生御承知のとおり、旧法の発足が二十四年当時でございますが、その際にとられた制度のためですが、それ以前の断続している、切れてゐる期間につきましては取り扱いとの關係がございまして、直ちにこの問題を先生がおっしゃるようなことで解決することはなかなかむずかしい問題であるというふうな考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 鈴木さん、国家公務員のほうに該当者が少なく、地方職員のほうに多いというふうな理由で、大蔵がこれに對して、自治省が持つていくのを付けているのが真相じゃないのですか、どうなんですか。

○鈴木説明員 私のほうに別につけてゐるというふうなことはございませんで、公務員全体の共済制度のためとしましていま申し上げましたような制度になつておりますので、全体の制度を乱すということはやはり問題があるということで、協議をしながら検討はいたしておりますが、なかなかむずかしい問題であるといふことでございします。

○小川(省)委員 鈴木さんにお尋ねしますが、外地の、たまたま一緒にいたといふふうな、一緒にいたかどうかかわからないような証明で外地期間が通算されて、しかも現実に役場にいたといふので、その当時の同僚もいるといふふうな者がそういうことによつて通算をされないといふことについて、あなたはどうか考えますか。そんな制度がありますか。

○鈴木説明員 旧共済制度が発足した当時の制度のためとしまして問題がございします。ですから、ただいま私が制度のためとしましてこのようになつておることを申し上げたわけでございますが、特殊な事例としては、ただいま公務員部長からも御説明ございましたように、外地からの引き揚げ者等につきまして特別な措置がとられてゐる、あるいはさらにその期間については緩和をする措置を今回もお願いをいたしておるという現状になつておるわけでございます。

○小川(省)委員 私も外地におつた人間ですから、外地の人を救済するためにはたいへんけっこうですよ、引き揚げてこられたわけですから。しかし、いまあなたはたまたまと言つて、生かされなかつたままなんぞ言つたらいいじゃないですか。たまたまによつて、当然救つてしかるべきものが救えないなんという制度は、これは守る制度じゃないですよ。それはあなたがそう思つてゐるの、辻さんがそう思つてゐるの、どうなの。

○鈴木説明員 制度のためとしまして、そのようになつて取り扱われてゐるというのを申し上げてゐるわけでございますが、考え方によつてこれを

どうこうということではございません。ただ、それ以前の期間でいろいろな事例があるかと思いますが、かつて二十四年以前につとめたがその期間が切れておつてそのままになった人の取り扱いをどうするかという問題にまで波及してまいりますので、なかなかむずかしい問題であるといふふうに考へておるわけでございます。

○小川(省)委員 それは、このところで年数をかせいでいけばそのような人がなくなるから自然と解決するなというふうなことではいけないんです。事実そういう状態にある者を、救済できるものは救済をしていくというのが、相互の掛け金をかけてやっていく共済制度なんです。その辺のところは、私がそんなまじきなことを言わなくともあなた百も承知のはずだし、共済の番人でしょうが。それだったならば、そういうふうなたてまえがどうだと言わねえで、そういうものは救済をできるというふうなことを考へていって、まあわねと困るんですよ。地方公務員共済は、大蔵がそういう態度でいたんじや、なかなかもって努力をしても何ともならないのです。そういうところが大蔵の中にあるわけだ、現実には、ぼくら審議を通じてわかるんだけど、そういう点を大蔵省のほうで少し検討するよう強く要請いたしておきますが、ぜひひとつその点については再検討してもらいたいと思います。

それから次に、長期給付に対する公費負担の割合は現在一五%ですね。二〇%に増額をせひしてもらいたいという声が非常に強いわけで、私もそう思つておるわけです。共済の財源の再計算期に入つてゐることもありますが、ぜひこれは実現をしてほしいと思うのですが、自治省としての努力なり心組なりをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○植弘政府委員 公費負担の関係につきましては、他の私学共済等との関係からいたしまして、百分の十五をもう少し増額していただくべきではないだろうかという考え方は基本的に持つております。二、三年来、国家公務員の共済を主

管いたしております大蔵省ともそういうことでどうであらうかという相談をかけているところでございますが、大蔵省の財務当局といたしましては、やはりいろいろと相互間のバランスなり財源の問題なりといった点から、いまのところではまあやめていけるんではないだろうかという立場から見送られてきておるわけでございます。しかし私も現状からいって、一歩でも二歩でもこれは前進させるべきものじゃないだろうかということ、今後とも大蔵省には強くお願いをしていくつもりでおります。

○小川(省)委員 ぜひひとつそういう形で努力をしていっていただきたいと思つております。次に、最近成人病が減つたといつても老人性結核などがかなりふえてきておつて、休職者が復職を、そして一年以内に退職をしていくようなケースがかなり出てきておるわけであります。またこの点については組合専従者等についてもそういうケースもあるわけであります。当然、復職をすることによつて二分の一なり三分の二なりの昇給延伸等の所定の復元措置が行なわれることになつて、しかし実際に復職後直ちに、あるいはまた一年以内に退職をする場合には、いわゆる一年間の平均給料額になることになつたわけですから、十二分の一なり十二分の二なり三なりということになるわけですね、復元をした期間というものが、これを、こういう不利なような形をやはり救済をしていかなければ、一年間に短縮をしたといつても、このような非常に高い給与改定、ペアが行なわれる時期でありますから、やはりこれは魂を入れなければならぬといふふうに思つています。これらの職員が不利をこうむらないように、政令等によつて何らかの救済措置を講ずべきではないかといふふうに思ひますが、自治省としての御見解を伺いたいと思ひます。

○植弘政府委員 この休職者の復職時調整というのは、基本的には給与制度の基本的な問題でもございまして、病氣休職にしてもその他の休職にいたしまして、いろいろな事例がございます。現

実は給与というものが重大な勤務条件でございますから、人事院が所掌いたしました国家公務員に對してその扱いをきめておりますし、地方公務員につきましてもこの国家公務員の扱いに準じて措置をさしていただいております。したがつて、いま御指摘のようなものが現実には出てくるであらうといふことは私も十分想像できます。しかしながら一方では、共済制度はもうすでに御承知のように掛け金というものが主体でございますから、掛け金の基礎となつた給料をどのように考へるかという問題が前提になつてまいります。そうなりますと、かりにそこで給料の調整をしたといつたとしても、それではその掛け金をどのようにに擬制して徴収するのといったような問題も出てまいるわけであります。したがつて、気持ちとしては、あまり低額のものについては何とか不利にならないように是正の道は講じたと思ひますものの、手続的にはなかなか困難な問題も多いだらうと思ひます。慎重に検討させていただきます。

○小川(省)委員 また今回の改正で、二年間の限定といふことで地共済の運営審議会委員等の任命の特例措置がとられたわけですね。あらゆる団体の役員といふのは更新を妨げないなといふのが大体規約なり定款なりにあるのですが、これは二年間の限定の措置のようでありまして、この中で、いわゆる運営委員等といふことですから、「等」といふ文字がありますから、これはある意味では拡張をして解釈をされるのでしようが、執行機関的ないわゆる運営と、決議機関的な組合会の議員と、それといふゆる救済を目的とする審査会の委員がこれの「運営審議会の委員等」という中には入つておるわけでしょうね。その辺はどうなんですか。

○植弘政府委員 附則の改正で入れさせていたたいておりますのは役員なり審議会の運営の委員でございまして、御指摘の審査会の委員は含まれておりません。それでは、なぜ審査会の委員は入れなかったか

ということになつてまいりますと、やはり制度のたてまえからいって違ふのじやないだろうか。運営審議会といふのはいわば議決機関でございまして、役員といふものと執行機関でございまして、これに組合員の代表の意見を十分反映させるということとは非常に大事なことであらうと思ひます。そこで、本来のたてまえとしては職員の身分がなくなつた者は組合員ではないのでありますけれども、やはりそういう共済組合の健全な円満な運営といふもの、従来からの経緯を育てていくといふたてまえから、二年間ではございしますが、委員として就任していただいて共済組合を円滑に運営したい、こういうことで今回お願いしているわけでございます。

一方、審査会になりますと、これはいわば準司法機関でございまして、不服審査を行なう準司法機関でございまして、そこに従来からの経緯によつての組合員の意思の代表といつたものがそれほど必要であるだろうか。いわば審査機関には、審査が適當でない場合は行政不服審査法によつての訴訟手続もできる。そこはもう先生よく御承知でございますからそれ以上申し上げませんが、そういうところにはやはり何といたしましては機関の性格といふものが違つてゐるんじゃないだろうかといふことで、この審査委員については、そこまでする組合員の意思といふものを代表するといふ立場で入れる必要はないのじやないだろうかといふのが今回の改正でございます。しかし、どうしてもその点が問題といふことになりまして、将来の問題としてはまた検討する余地はあらうかと思ひますけれども、少なくとも基本的には、いま言ひましたように機関の性格論じやないだろうかといふふうに考へております。

○小川(省)委員 部長の機関の性格論、よくわかりました。しかしそれによつてこれを入れないという理由にはいかにも乏しいといふふうに思つてゐるわけであります。確かに準司法的な、いわゆる不服審査をやる機関ではあるけれども、組合員の意思を代表して審査委員になつてゐるといふよ

うなケースもあったわけでありまして、そういう意味では、運審等の委員を認めていくとするならば、これを拒否するはつきりした理由がないわけですよ。そういう意味では、いま検討されるということでありまして、ぜひそれを拒否しないように、当然含めていくことが健全なる発展、円滑なる運営に寄与するというふうに思っています。これはそうしちめんどくさい問題ではありませぬから、ぜひひとつ配慮をお願いしたいと思っております。

それから、実は都道府県段階に互助会というのがありまして、互助会職員の共済加入というのが、現在各種の互助会、約千五百人程度の共済互助会の中で職員の要望として強く出されているわけでありまして、互助会の職員の加入というのは、住宅供給公社なりあるいは道路公社以前の問題であらうと私は思うのであります。互助会は職員の福利厚生面の仕事を担当してきているわけでありまして、言うなれば共済組合でカバーできない面をカバーさせている、いわゆるチーフ・ガバメントみたいな形で、共済組合でカバーできない面を互助会がカバーしてきたのが実情だろうと思うのです。そうだとするならば、この人たちが共済組合に加入させていくべきであらうというふうに思っています。自治省側にはいろいろな理由があるようでありまして、やはり何となく共済組合活動、いわゆる職員の福利厚生活動の面を、地方公共団体と共済組合と互助会とが三者一体になって同じような立場でやってきたわけでありまして、互助会職員を当然共済組合に加入をさせるべきだということに私は思っているわけでありまして、自治省としてはいかがでしょうか。

○植弘政府委員 実は、互助会のみならず、団体共済にいろいろの団体を加えることにつきましては非常に大きな問題があるわけでございます。すでに御承知かと存じますが、年金の社会保障制度全般の立場からいいますと、共済制度すら年金の中に含めるべきではないかという純粋な統一議論もあるわけでございます。そういう点からいいたし

ますと、現在厚生年金保険に入っていますいろいろな団体を、そこから脱退させまして共済組合に持ってくることにについては、基本的には社会保障制度審議会等においても異論のあるところでございます。しかし、そういういたしまして、地方団体、地方行政の運営に重大な影響のある、ないしは密接な関連を持つものについては、地方関係団体共済組合というものをつくっていただいて、そこで職域保険的なものをつくらしていただくということがきまっていたわけでありまして、しかし、その際にも非常に大きな歯どめといえますかワクがございまして、その団体自体が法律に基づき団体であるというのが第一の条件にされております。

そこで、今回、先ほどの住先生の御質問にもございましたが、土地開発公社につきましましては、当委員会が御審議いただきまして法律をもつてつくった団体でございますが、この土地開発公社を団体共済に入れていただきたいという希望を持っています。厚生年金担当の厚生省と折衝いたしまして、厚生省は先ほど申し上げましたような基本的な立場から反対しているわけでございます。したがって、私どももこの政府原案に入らせていただくことはできません。厚生省のみならず、社会保障制度審議会も反対でございます。そこで、入れていただくためには、先ほど政務次官からも、うまく表現しておられたのであります。が、いろいろと御心配いただくというようなことになってくるわけでありまして、それにいたしまして、もうこの土地開発公社は住宅公社なり地方道路公社と同じように、いわば公社という三本柱で法律をもつて規定された特別法人でございます。それから何かお願いできるのじゃないかと思いますが、いまの互助会ということになってまいりますが、任意の法人でございますために、もちろん県によつて条例でつくっておりますが、そのほかにも県自体で議会の議決を得て設置されましたいろいろな公社等も土地開発公社以外にございます。単なる開発公社というのがございますから、そういうものを一体どうするかといったようなこ

とになってまいります。それから、自治省関係に関連の深い、地方行政に關係の深い事務を処理しておりますいろいろな団体もございまして、そういうものも入れるかということになってまいりますが、これはなかなか大問題じゃなからうか。したがって、互助会については、先生御指摘のように、共済組合の補完的な事務をやっているということで、非常に関連性が強いように私も承知いたします。しかし、そういったような厚生年金全体の立場からの問題とどこで調和を見出すか、なかなかむずかしい問題であらうというふうに拝察いたしております。

○小川(金)委員 社会保障制度審議会なりあるいは厚生サイドとの問題をお述べになったわけでありまして、しかし地方公務員の共済から考えれば、やはり福利厚生活動を同じような立場でやっている職員なんですから、同じ中に入れていくべきだということに思っているわけでありまして、そういう点からすれば、いま二つの点を申し上げたいのですが、一つは、共済組合で兼務辞令を出すというふうな方法もあるでしょうし、大体が多くは県議会等の条例で設置されているところが多いわけでありまして、当然県費が支出をされております。そういう点ではこれは条例に基づいている団体でありますので、いわゆる一般の任意のあれとは違うわけでありまして、そういう点についてぜひ御配慮をいただきたいというふうに思っているわけでありまして。

それと、特に昨年は、いわば地方公務員共済の育ての親であり、地方公務員共済の大功労者である佐野前課長さんを地方関係団体等職員共済組合に、天下りじゃないけれども、なったわけですね。そのぐらいのごめんどくさい組合員である程度ならば、やはりそこそこを認める自治省であるふやしてやる、厚年の関係はこうあると、そのぐらいの親心がなければ、どうも昔の町村さんが官僚であったころの官僚と違つて、親心がなさ過ぎると思うのです。そういうふうな点等もありますので、互助会の問題については、いろいろな

諸般との関連もありましようが、ぜひひとつ御検討をいただきたいと思つております。

それから、地方議員年金について若干お尋ねをしておきたいと思つております。

年金である以上、この改善等も当然今度の中で出てくるのかと私は思つたけれども、これはいままでの地方行政委員会委員の慣習として、すべて議員修正という形で上げていくべきものであつて、自治省が出すべきものじゃないんだということなんです。

○植弘政府委員 議員修正によるものがたてまえであるかどうかという、正直のところは存じません。ただ問題は、議員年金共済が充足しましてからの事情ないしはその制度のたてまえ、こういうものが、本来、掛け金を主体とした相互互助、扶助といふべきか、それでございます。掛け金の行くえを考えながらその水準を考えてきたわけでありまして、先ほど大臣からその点についてはお答えをいたしました。いろいろと問題のあるところがございます。しかしそれにいたしましても、発足以来全然既裁定年金の改定をしないということについてはいかがであらうかという点について、私どもも私も私どもなりに検討は進めてまいっております。

それから、毎年自治大臣の認可事項になります。が、当該共済会の財政事情を考えながら、掛け金の基礎になります標準月額報酬につきましては年々改定はしてまいっております。したがって、現職者等につきましましては、掛け金の額の基礎になる報酬月額が上がりますから年金も上がるのですが、問題はすでにおやめになった方、既裁定者の非常に低額のものをごどうするかという問題はあらうかと思つております。その点は関係三共済会もだいたい熱心に要望しておられるようでありまして、そこらのところ、しかるべくお取り計らいいただいたかと考えております。

○小川(金)委員 おっしゃる意味はわかります。どうもいろいろ聞いてみると、特に町村議会議員の古い退職者などは月額三千円だとか、年金とい

えるような状態じゃないわけですよ。これは何らかの措置をとっていかねばならぬというふう
に思っているのです。私もかつては互助年金の会
員でございますから特に痛切に思うのですが、少
くともそういう意味では、古い人々を救済する
ためには最低保障額を設定すべきだというふう
に思っています。自治省としてもいろいろ何らか
の試案があるようですが、最低保障額を持ち込む
ところのお考えがあるかどうか。当初自治省が心配
をされた各共済会の財政状態も、自治省が見て
いたような状態ではなく、最近比較的健全にや
られてきているようでありまして、自治省とし
ては最低保障額を設定していくという御意思が
ありますかどうか、試案の中で持っておられる
のかどうか、お伺いします。

○植弘政府委員 やはり繰り返しお答えいたして
おりますけれども、本来は掛け金主体の相互扶
助のあれでございますから、最低保障額の定めを
するということ、制度的にはきわめてなじまない
問題じゃないだろうかと思ひます。それよりも
むしろ、標準報酬の問題なりあるいは既裁定年金
のアップの問題なりということで対処すべき問題
になる。もちろんあまりにも低い場合に一年年金
といえるのかといった基本的な問題がありましょ
うから、それについて、やはり掛け金の基礎にな
った標準報酬額をある程度引き上げるといったこ
とによって掛け金を上げていただくといったよう
なことはできるのかもしれないが、そこらのとこ
ろはいま検討中でございます。試案というの
はございません。

○小川(省)委員 事実そうなんです。だけれど
も、いずれにしても改定をしなければならぬとい
うふうに思っています。漏れ聞いたところでは、自
治省の考え方の基本になっているのはどうも――
この互助年金といいますが、地方議員年金が国
の負担を受けずに発足をしたのは三十六年七月の
はずであります。ところが自治省のやっているの
は、いわゆる法の改正時、三十七年の十二月に置
いているようですね。その辺のところは若干問題

があるのではないかと。国の補助を受けなくて掛け
金によって発足をした互助年金制度でありますか
ら、試案をつくる際にも当然三十六年七月という
線を一応基本に置くべきではないかと思うのです
ね。それで見ますと、いわゆる物価調整という数
字が出ていますね、一・四四四四というの。こ
れを三十六年にさかのぼれば一・五四四という
ふうな数字が出てくるわけですね。そうなること
によって、少なくとも三十年代におけるところの
古い、まさに低額の、年金といえないようなたば
こ銭程度の人々をある程度救済できるわけだ
す。そして各共済会もその負担にたえ得るだけ
の体質をいまや持っているわけですね。そうだと
するならば、私は、自治省が何年三十七年十二
月の強行加入に踏み切った時期を基本にしないで、互
助年金として発足をした三十六年七月に基本を置
くべきだということに思ひますが、植弘部長
さん、いかがですか。

○植弘政府委員 いまのお話でございますが、三
十六年の場合に御承知のように任意加入制度で
ございまして、実際にも入っていない方がおられ
るわけでありまして、それから三十七年以後の方
におきまして、三十七年から通算することにして
おりますが、その分はやはり割り落とします。そ
ういうふうなことで、やはり基準として三十
六年をとるといふのは制度上適当でないだろう
と思ひます。

○小川(省)委員 だから、三十七年十二月に強
行加入したわけでしょう。三十六年七月は任意加
入だった。加入をしておいた者はやはりそういう
措置をとらなければ私は改善にはならないという
ふうには思っています。どうも自治省の試案なる
ものを漏れ聞いたところによるとその辺のところ
があるようなんです、ひとつ再考をお願ひをいた
しておきたいと思ひます。しばらくの間この法に
おつき合ひをするのでしようから、ぜひその中
で検討をしていただきたいと思ひます。
それから、今度の国共法の改正と地共法の改正
によって、三年平均というのをとるのはどうも議

員年金だけになりそうでありまして。すべてのもの
が一年間平均の給料になるわけでありまして。そ
ういう意味では議員年金というの、いまの物価の
高騰状況からしますと年々歳費が改定をされてい
くわけでありまして、三年平均というのを、何
も遺物を議員年金だけに残しておく必要はないの
ではないかというふうに思ひますが、その点につ
いてはいかがですか。

○植弘政府委員 もうすでに御承知と存じま
す。四十七年に公費負担を始めました際に――こ
れはなぜかと言いますと、掛け金だけで運営す
るとするならば掛け金も相当高額になる、それ
はちよつと共済会の経済としても適当でないとい
うことから公費負担の制度を採用したわけであ
りますが、そういったような財政事情のもとでござ
いましたために、当時の一般職が三年平均でござ
いましたから三年平均にしてみたらいいわけであ
ります。したがって、その問題は当然に給付水準
のアップの問題とからんでまいりました。いま小川
先生は、私どもが心配しているほど、そんなに財
政事情は悪くないとおっしゃいますが、今度のア
ップなりそれから改善なりによって相当財源構成
も変わってまいりますから、その意味では私ども
の心配がそう杞憂ではないのではないだろうかとい
う心配もございまして。そういう点を考えますと、
三年、一年の問題も、やはり給付水準のアップの
一環として、一挙にすべてやっていただくかぬ
でもないんじゃないだろうかという感じを私どもも
持っているわけでありまして、十分に検討に値す
る問題と思ひます。

○小川(省)委員 いずれにしても一年間の平均給
与額というものがすべての公務員関係の年金にな
ったわけでありまして、これも地方公務員共済組
合法の中に入っている年金制度の一環であります
から、これだけに残さないで、負担も四十七年か
ら一、二、三というようにだんだんふやしていく
でしようから、そういう中で勘案をしながら、ぜ
ひひとつ近々の機会に、これは先ほど言われたよ
うに、自治省としては委員会のほうにすべてけた

を預けたような法案でございまして、私どもも
いろいろ協議をしなければならぬと思ひますが、
自治省のほうでもひとつ十分に御検討をお願い
いたしていただきたいと思ひます。

最後に、短期給付について二、三お伺いをいた
してまいりたいと思ひます。

今回、任意継続組合員制度を設けたわけであ
る。健康保険の例に準じたわけでありまして、非
常にけつこうな制度だというふうには思ひま
す。画期的なことを植弘部長さんは決断をされた
というふうには思ひますが、厚生省のほう
からお伺いしたいのであります。吉江保険課長
さんにお伺いいたします。健保で現在任意継続組
合員というのは具体的にどの程度任意継続に加入
をしておられますか。

○吉江説明員 昭和四十八年三月末現在で、一
万七千二百四十二人がこの任意継続制度の適用を
受けております。

○小川(省)委員 これは非常に少ない数字だと私
は思ひます。私は任意継続組合員制度というの
は非常にいい制度だと思ひますが、これはいわ
ゆる組合健保、政管健保、合わせた数字なん
でしよう。そうだとすると非常に少ない数字だと思
ひます。少ない理由について、厚生省としてはおそ
らく、なぜかというふうな数字に終わっているの
かというところについて一定の見解があると思
ひます。その点で、お尋ねをいたしたいと思ひ
ます。

○吉江説明員 この任意継続被保険者の制度は、
先生御承知かもしれませんが、健康保険制度発
足当初から、いわゆる、何らかの事由で退職して
また次に就職するまでのつなぎの措置として設け
られたものでございまして。特に昭和三十六年以
前は国民皆保険ということではなかったわけ
で、退職とまた次の就職の間に谷間ができる。その間、健
康保険制度の適用を受けられないという事態が生
ずる。この制度があまり利用されておらないとい
う実態につきまして、詳しい調査その他は行な
ってはおりませんが、いま申しましたような関係

で、国民皆保険達成後は国民健康保険という受けざらがあつて、相対的にこの意義が制度発足当初よりは薄れておる。それからないしは、保険料の納付とか各種の届け出事務あるいはその他の手続を、これは事業主というものがございせんので、雇い主というものがございせんので、自分で社会保険事務所に行つてやるというような事務的な問題、あるいは、現在の制度は保険料が事業主、被保険者の折半負担ではなくて、これも事業主というものがございせんので全額負担となつておるといふような、まあいろいろな理由があるので、なかろうか、かように考へておる次第でございます。

○小川(省)委員 いま御説明のように、国保の受けざらができた、あるいは事務的な煩瑣がある、あるいは保険料の問題があるということですが、私はやはり保険料の問題にあるのではないかと、いふふに思つてゐるのです。要するに事業主負担の分までも当人が払わなければならぬということになりますし、そして保険料の基礎になる報酬というものは退職時の賃金ですか、それとも退職したあとのあるいは厚生年金の受給額なりが対象になるのですか、それとも退職時の賃金を対象にした保険料をもつて継続にするのですか。どうなんですか。

○吉江説明員 退職時の保険料を基礎にしております。

○小川(省)委員 そうなんですね。これが圧倒的に少ない理由は、退職時というのは、これは民間であつてもそうなんです、大抵生涯の中で比較的高い賃金をもらつてゐるわけですから、保険料も高いわけですね。それに対する事業主負担も合せて納めなければならぬ。ところが退職をして収入もあまりない、厚生年金だけだ、ちよつとその辺でアルバイトをするだけだということになれば、こんないい制度でありながら、任意継続の資格者が比較的少ないところの一番大きな理由はそこだろうというふうに実は私は思つてゐるわけでありませう。

植弘さん、いまのような厚生省のそういう御答弁をお聞きして、新たにこの制度を設けたわけでありませう、こういう形では、公務員が退職時の賃金をもつてこの任意継続をしていくというふうなケースは比較的少ないのではないかと。しかも地方公共団体が払うべき負担金までも含めて払うわけでありませうから、非常に高額になつてくるわけですね。そうなつてくると、このような制度をつくつても、払ふにつけて魂を入れないことになつてはならないか、そのためには、やはり共済年金なりを受ける退職後の収入をもつてその保険料とするということになれば私はこの任意継続組合員制度をつくつた意義があると思ひますが、いわゆる職員であつた最終時の賃金の保険料ということでは、任意継続組合員制度をつくつても、私はあまりこれに加入する方はいないのではないかと、いふような点を実は心配をいたしておりますので、保険料の取り方等について何らかの考慮を加へられたのかどうか、加へる意思があるのかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○植弘政府委員 お説のように、退職時の給与としまして、掛け金及びこれに伴う負担金まで負担するということになりますと相当高額のものがあつたろうというところは想像できます。しかしながら、先ほど来お話のございましたように、やはり健康保険という親元のほうとの関係もございまして、その均衡を保持する必要があると思ひます。また少々高くとも、一般的に国民健康保険の保険料との関係を考えてみますと、若干程度高いというくらいじゃないかという感じがいたします。そして、不幸にしてそういう病氣等にかかりました場合には、国民健康保険よりもまだ相当優位な給付が受けられるわけでございます。特に家族等につきましても、そういう点からいいますと、健康であればかけ捨てになつてこれはむだなことになるかもしれないが、やはり不時の災害に備へるというたてまえからいいますと、給付というものも考へていただく必要があるんじゃないだろうか。そこらのところは実態としてはなかなかむずかしい問題があるかと思ひますが、やはり健康保

かしの問題があるかと思ひますが、やはり健康保との本質的な扱いを要するといふわけにもまいらぬだろうと思ひますので、検討はいたしました。が、なかなかむずかしい問題だと思つております。

○小川(省)委員 実にいい制度なんです。確かに公務員というのはあまり賃金よくありませんけれども、あまり能力ありませんけれども、わりと一生懸命こつこつ仕事をやるんですよ。そういうもので、それから有給休暇も満足にとるわけじゃない、そして退職していくと病氣になる者が非常に多いのです。健康であつても病氣になるケースが多いわけですから、こういう制度は非常にけつこいわけなんです。だから、そういうのであれば、少なくとも組合員の平均賃金に対応する掛け金額といふふうな形にしていっていただろうと私は思ふのです。そういうふうな検討をやはり保険制度全般からお願いしたいのですが、厚生省のほうはあれですか、そういう形に、退職時賃金にしない健康保険とのつり合いがとれないからだめだ、なんと自治省に文句を言うのですか、どうですか。異論がありますか。

○吉江説明員 先ほど申し上げましたが、現在の任意継続制度というのは、どちらかというと退職から再就職までのつなぎという趣旨でできております。ところが、いままさに要請されておるのは、高齢退職者と申しますか、老齢退職者の医療保険制度のことではないかと思ひます。そうなりましますと、これはまたいままでのいわゆる任意継続制度とは若干観点が違つてくる面もあるかと思ひます。そういう観点から、厚生省といたしましてこの問題はかねて検討課題としておるところでございます。いろいろ審議会等でもしばしば議論があつたところでございませう。それで、このいわゆる高齢退職者医療保険制度、医療保障制度といふものにつきましましてはいろいろ観点から検討する必要があるわけございまして、他制度の仕組みとかあるいは他制度との関連とか、あるいは収支両面にわたる保険財政の面とか、いろいろ検討す

るべき問題が多々残されておるわけございまして、これは私どもの社会保険審議会におきまして今後検討いたしたいことになしております。

○小川(省)委員 そういふ検討をされるのは当然でありませうが、少なくとも自治省としては、これは組合員の平均賃金くらゐに対応する掛け金というふうな形にして発足をしなければ、法改正をして任意継続をする組合員はほとんどないだろうと思ひますので、ぜひひとつ検討をいたしたいといふふうに思つてゐます。厚生省にも当然その点はいままでの反省の上に立つて検討を要請いたしておきます。

最後に一点、要望を申し上げて質問を終わりたいと思ふのですが、短期給付の家族療養費の足切りの問題であります。これは事務的な、いわゆる事務処理上の問題であらうといふふうに思つてゐます。組合員多数の強い要望でもありますので、善処をいたしたいといふことを要望を申し上げたいと思ふのです。

最近の物価高によつて、いわゆる俸給生活者は支出を抑制しなければならぬ自分の生活が守れないといふ状態でありませう。少なくともこういう状態の中で事務処理上の指導として解決をしていっていただきたいのですが、現在の家族療養費は千円の足切りがワンセットごとになつてゐるわけなんです。たとえば家族が三人あつて、三人医者ににかつたといふことになれば三千円持ち出しといふことになるわけでありませう。これの具体的な解決の方法とすれば、やはり一済組合員証に対して足切り千円といふふうに、いわゆる事務処理上の方法をやっていくべきだろうといふふうに私は思つてゐるわけでありませう。そういう点で、いわゆる現在の非常に高い物価の中で組合員の生活費の支出を守つていくといふことをやめていくのも、共済組合の一つの大きな仕事ではないかといふふうに実は思つてゐるわけでありませう。これはあくまで事務処理上の問題でありますので、答弁は要りませんが、また具体的なお話し合いをいたしたいと思つてゐます。ぜひ処

理改善事項ということで植弘さんのほうで受けとめていただいて、近々にまたお話し合いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、大蔵省の伊藤田課長さんにおいでいただいたのですが、私は恩給、年金に対しては税の減免をすべきだと思う。現状ではまだまだ税金が併課してかけられるという状態で、やはり年金等に対しては完全に免税にしていくなさるべきで、時間が来たようなので触れませんが、ぜひそういう点で検討、御配慮をお願いをいたしたいと思うのです。

以上、幾つかの点にわたってお尋ねをしてきたわけですが、いわば地方公務員共済組合法に關しては三年間、一年間というふうな問題、あるいは厚生年金に準ずる改善ということで大きな前進を見たことは事実であります。そういう点については心から植弘公務員部長を中心とする自治省の皆さんに敬意を表したいと思いますが、私が以上申し上げたような諸点でまだまだ改善をしなければ、ほんとうの意味での共済組合員の利益を守るという点に立ち至らない面がございますので、ぜひ十分に御検討をいただいた上で、しかも、私も委員会の中の議員相互の修正をめぐっての話し合い等の点も残されるわけでありまして、そういう点についてもぜひ自治省といたしまして要請をいたしまして、私の質問を終了したいと思います。

○中山(利)委員長代理 この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

ただいま社会労働委員会において審査中の内閣提出にかかる雇用保険法案及び雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案並びに川俣健二郎君外九名提出にかかる国有林労働者の雇用の安定に関する法律案及び森井忠良君外九名提出にかかる失業保険法及び労働保険の保険料の徴

収等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中山(利)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきまして、両委員長協議の上決定し、公報をもってお知らせいたしたいと存じますので、御了承願います。

午後一時二分休憩

午後二時五十六分開議

○中山(利)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため、委員長の指名により私が委員長職務を行ないます。

内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び井岡大治君外三名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑を続行いたします。三谷秀治君。

○三谷委員 地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案についてお尋ねをします。

総理府統計局発表の本年二月の全国消費者物価指数は、前年同月比二六・三％となっており、この異常な物価高はすべての国民の生活に重大な影響を及ぼしておりますが、特に年金生活者は生活の基盤を根底から破壊されようとしております。昨年度の悪性インフレが年金生活者に及ぼした影響について、大臣の所見をまずお聞きしたいと思います。

○町村国務大臣 年金で生活をしておられなければならぬ、他に特別の所得もないというような立場の方にとって、今日の異常な物価の高騰というのは生活にきわめて重大な脅威を与えるということ、これは明らかでございまして、したがって、御承知のように、このたび政府におきましては、恩給あるいは共済年金、その他の年金につきましても、それぞれ増額改定の措置を講じたということとあらためて申し上げるまでもないのでございまして、政府としてもこういった点、できるだけ努力をいたしておることは、私どももお認めを願いたい、かように考えておるところでございまして。

○三谷委員 昨年十一月の社会保障制度審議会の総理大臣への建議でも、「インフレの最大の弊害は所得および資産の分配に好ましくない変化を生ぜしめ、少数の豊かな人々を一段と豊かにし、貧しい人々を一段と貧しくする」と指摘しております。こういう異常な状況のもとで、年金等の改善については抜本的な処置が必要であると思っておりますが、今般の改定案はそれにとれるものかどうか、所見をお聞かせしたいと思います。

○植弘政府委員 いま大臣もお答えいたしましたように、そういう実態を踏まえながら、できるだけ全般的な改善へ努力していただいておりますが、三谷先生御指摘のように、これでもって十分だというわけにはまいらないと思っておりますが、今後ともその充実には努力しなければならぬ、かように存じております。

○三谷委員 十分でないということをお認めになっておりますが、算定基礎になります給与額の増額は二六・三％の上昇率を示しております。この格差は年金額の低下を意味するのではないかと、思いますが、その点はいかがでしょうか。

○植弘政府委員 標準生計費なり、そういった関係は御指摘のとおりだと存じます。しかしながら、午前中にも繰り返しお答え申し上げましたように、やはり共済制度が基本的に掛け金を主体とする相互扶助制度といえますか、そういう性格で

ございますので、若干その点は、直ちにいわゆる標準生計費を持ち込むということがどうかという点につきましては、共済その他の公的年金制度の基本的問題であらうかと思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、なお充実をはかるべき点もございまして、そこらの点からは充実のために努力すべきである、かように存じます。

○三谷委員 政府が昭和四十八年から五年度の期間における経済運営の指針として発表しております経済社会基本計画によりまして、社会保障分野における資源配分がたいへん少ないことが指摘されております。そして老人問題というのがきわめて重要な課題になってきておる。年金によります所得の保障、医療等による健康の増進及び必要な施設の整備等がきわめて重要であるということを示しております。これが政府の基本的な政策でありまして、それに照らしまして、掛け金などとか何とか盛んにおっしゃる、おっしゃるけれども、この政府の老人問題あるいは年金問題に対する基本的な方針からしまして、今般の処置がどうかということをお尋ねしたいと思います。

○植弘政府委員 先ほども大臣からお答えいたしましたように、恩給その他の公的年金の充実ともからみ合わせながら、相当大幅に公務員の給与アップの例によって措置したわけでございまして、それからまた、給与水準と消費生活物価の水準とのアンバランスにつきましても、これを是正するといふかっこうで措置を講じておりますので、最終的な目標については十分であるとは言えないまでも、本年度の改善措置は相当前進したものであるというふうな理解をいたします。

○三谷委員 政府の方針というのは、社会保障充実に目標を高く掲げておられるわけですが、あなたの答弁を聞いておきますと、社会保障という要素よりも、社会保険の立場から出ていない。保険制度になつてゐる。そうでなしに、いま経済社会基本計画によりまして政府が指向するところは、社会保障の充実である。この観点に立ちましても、年金問題、老人問題、これをすべて重大な課

題として取り組んでいくのだということになって
いる。この政府の指標というものと、あなたが
まお答へになつてゐる答へというものの間に
いへんな格差があるわけなんですね。そういう
ことは政府の方針に沿つたものとは言えない
という指摘をせざるを得ませんけれども、そこ
ら辺はどのようにお考えでしょうか。

○植弘政府委員 社会保障全体の充実という
方向からいいますと、共済年金の位置づけを
どうするかという基本問題になるかと思ひ
ますが、今回の改善につきますとも、年金
そのものの改善率を公務員の給与水準に
合わせるということ、それから差額を縮め
るということのほかに、遺族について、扶
養加給制度を新しく設けたり、それから三
年を一年に短縮するとかいったところで、
総合的には充実をはかりつつその目標に
近づいていくものだと考えます。

○三谷委員 目標に近づきつつあるとおし
やいですが、そうでない要素が非常に多く
見受けられます。これはまたあとでお尋ね
しますが、今回の改定は、四十八年四月一
日の人事院勧告のアップ率を本年十月から
実施しようとするものでありまして、午前
中も質疑がありました。もともと、実施時期
に一年半のズレが生じている。もともと、
物価が上昇しましたあとに民間給与が改定
されている、そのあとに人勤のベースア
ップが出てくる、それからさらに一年半お
くれて年金額の改定が行なわれるという
事態そのものが不合理である。その間に
おける給与と物価とのズレはますます
拡大する一方である。ですから、実質的
に二、三年のズレというものが出てくる。
なぜかという実情に合わない不合理な処
置がいつまでもとられておられるのか、お
尋ねしたいと思ひます。

恩給なり国家公務員共済年金なりあるは
厚年といつたものと横にらみなければなら
ない実情でございます。恩給につきましても
逐次改善をはかつてまいりまして、一年半
になつてゐるわけでありまして、その恩給
自体も、ことし初めて先ほどの給与水準と
消費者物価水準との差額を補てんするとい
うふうに進んでおるわけでありまして、今
後ともこの点は実態に近づけるよう努力
すべきものであると思ひますので、各省
庁とも十分協議いたしたい問題だと思ひ
ます。

○三谷委員 お答へを聞いておりますと、
いままでの制度がいかに不合理であつたか
というところを反証するだけにすぎない。い
ま恩給法あるいは健保などの問題と関連し
ておっしゃつておられますけれども、それ
では答えになりません。合理性に立つて、
道理に立つてどうだということでありませ
ん、健保がどうだから、恩給法がどうから
かというお答えになつてきません。これは
政府の方針としては承るわけにはいかぬわ
けなんです。それは政府内部の矛盾であ
るのかあるいは事情というものがあつた
と思ひます。それは政府の内部で調整し
ておられて、そして全般的な検討を行な
つた上で、そして基本的理念を示してら
うということでありません、お答へを聞い
ておりますと、この地方公務員の共済組
合法の問題を論議しますときには国家公
務員の共済法がどうだ、あるいは恩給が
どうだ、こうなつてくる。他に藉口する
わけでありまして、他のほうで審議し
ますときにはまたこちらのほうのものを
条件にして、相互にこれを利用し合つて
運用して使つていく、こういう傾向があ
る。ですから、その各法律間における問
題は政府として練り上げて方針を示して
もらひません、どの法律がどうだから、
どの法律がどうだからというので、お互
いに責任をそこに求めるというふうな
やり方、これは改善してもらひませんと
私も納得できません。その上に立つて、
理念としてはこうなんだ。論理的にこう
なんだということを示してもらひません、
午前中の質疑を聞いておられますと、そ
うしてその手口であり

まして、問題は実態として明らかにな
つてこないうらみを私は感じております。
この点について見解をお聞きたいと思
ひます。

○植弘政府委員 その点はまことに先
生の御指摘のとおりであるかと思ひます。
しかしながら、地方公務員の共済制度
自体を考えてみますと、公務員という職
域におきまして、まことに国家公務員
の共済制度と均衡をとることは大前提
になります。ところが、この公務員の共
済年金制度というものの発足を考へて
みますと、やはり恩給制度を引き継い
だものであり、同時にまた民間におけ
る厚生年金保険制度との均衡をはかり
ながら、それとを合わせてやつてきて
いるという経緯がございますので、お
っしゃるやうに、地方公務員共済自
体についても何らかの理念を示すこと
が必要かと思ひますけれども、やはり
そこはそういう基本的な発生経過を考
へまして、恩給法なり厚生年金保険
なりをどうする、やり方、こういう
ものを踏襲せざるを得ないという実情
でございます。その点はいかに通辭の
やうに聞こえますが、全く実態を申し
上げておられる点でございます。しか
しながら、いまおっしゃいます政府
全体として考へてみますと、その点
は統一に共同で考へなければなら
ない問題が多いことも事実でござ
います。その点では、午前中も申し
上げました、総理府の審議室が中心
になりまして、公的年金の連絡協
議会を設けて、そういう問題を逐次
審議いたしておりますが、何ぶん
にもいろいろな財政その他の問題も
ございまして、そういう御指摘の
やうな問題を直ちに解決するとい
うことに至つていない点は遺憾に
存じております。

○三谷委員 給与改定をやりますと
同時に年金の増額を実施する、こ
ういう処置が必要である。給与
改定自体が実際の物価の変動より
もかなりずれてくるわけでありま
すから、そのあとで行なわれま
す給与改定というものが一年半の
後に年金に反映するということに
なつてきますと、一年半の間に
さらに物価と給与の格差が生じて
くる。この

矛盾をどうするのかという問題。これは
だれが考へても不合理な話であつて、
これは即時解決してやらう必要があ
るものだと私は思ひます。

それで、いま恩給法等の時代から
の沿革を聞きまして、恩給法の時代と
いふのは、いまの社会情勢やあるは
国民の感覚といふもの、これは全
然違つてきてゐる。恩給という時代
、陛下の御恩で金を出すという時代
といふ時代といふ時代は変わつて
きていることですね。ですから、そ
ういふ沿革はあると思ひますけれども
、やはりそういう時代感覚に
応じた処置といふものが迅速にと
られるということが必要だと思ひ
ますけれども、いま申しました一
年半のズレなんというものは、そ
ういふ面から申しますときわめて
立ちおくれしております。典型的な
現象だと思ひます。この改善などは
おやりになるのかどうか、お聞き
したいと思ひます。

○植弘政府委員 いまも申し上げ
ましたが、その点につきましては公
的年金連絡協議会等でも一つの問
題になつておられて、協議を進め
ておられるところでありまして、
まだ結論は出てないという状
況でございます。

○三谷委員 これは大臣、いまの
点であります。これから少しづつ
お尋ねしますけれども、いろいろ
な点で不十分要素があります。いま
申しましたような矛盾につきましては
政府内部でも強力に意思を統一
していただいて、すみやかに解決
するという処置がとられるべきだ
。またこの経済社会基本計画とい
ふものは、その方向をはっきりと
指標としておられるといふふう
に私は考へますけれども、大臣の
御意見を伺ひたいと思ひます。

○町村国務大臣 だんだんいまも
御質疑を伺つておたつたわけで
ございますが、確かに、現在の年金
の改善を行なう場合に、給与改
定から一年半でございますか、そ
ういふのはまさに御指摘のと
おりと伺つたのであります。従
来は、御承知のとおり今日の
やうな激しい物価高騰がござ
いまして、かりにやうなやうな
若干のズレがございまして、
過去におい

てはそれほどの重大な問題にならなかったのではないか。したがって、従来は大体そういう仕組みのもとに物価あるいは給与、さらには年金というようなものが大体そういう段取りで常に改善が行なわれてきた。しかも、物価がそれほど著しく高騰いたしませんときにはそれほど重大な問題にはならなかった。ただ昨今は物価がたいへん高騰いたしておりますので、そういった、従来はあまり問題にならなかったようなことがいまは問題になってきた、こう私どもも判断をいたしておるのでございます。

ことに、御指摘がございましたように、物価高騰によりまして年金生活者の生活というものが前に比べてますますかなり苦しくなっているという一面は確かにあるのではないかと。御承知のとおり、これは私が申し上げるまでもございせん、いまも恩給論の話が出ましたけれども、現在恩給で生活をいたしております者が必ずしもその俸給で足りて生活ができるかどうかというところにも問題があるわけでございますので、いわずやその三分の一程度しかたえば公務員の共済年金は入らぬということになりますれば、実はそれだけでどうして従来とても生活はできなかった。いわずや今日のように物価が上がるということになればますますその点はそういうことになるわけでありまして、これはやはりこういった年金制度の根本にかかわる重大な問題とも実は深い関連のある問題でございます。したがって、今後こういった年金というもので一体生活費を全部保障するということまでえのめられるのかどうかという基本の問題もあり得るのではないかと、私はこう思うのでございます。

そういった問題に立ち入りますと、なかなかいまにわかにここでどうこうということも申し上げかねるのでありますが、ただ、御指摘のございましたようなズレが、今日のような物価高騰の時期には従来とは違つて著しくその点が明瞭に痛感されるということに相なっておるわけでございます。こういった点は、長い間こういう仕組みで

やっておりますので、また物価が上がる、それに伴つて給与の改定が行なわれる、さらにそれに伴つて年金の改定という従来のそういう仕組みは、従来はそれなりに十分事が足りておつた、私はこう思うのでありますけれども、いまのような時期でございますので、そういった点は、いまも公務員部長がお答えを申し上げましたが、政府全体としてさらに十分検討を加えて、そういった今日の国民的な要請に十分こたえるように、今後はさらにひとつ制度の改正を含めて検討をしましなればならぬのではないかと、かように存じます。

○三谷委員 昨年の審議におきましても、実質的なスライドが行なわれておると答えていらつた。しかし、年間に、政府の計画によりまして一〇%の物価上昇を見込む、実際には二〇%も物価が上昇する、そういう状況の中におきまして、一年半も実際の改定がおくられてきまして、これはスライド制とは言えないじゃないでしょうか。明らかに一年半というものの間におけるズレというものが生じてくるわけですから、スライドになっていない。ですからこの点につきましては、いま大臣がおっしゃいましたように、根本的な問題として改善を願いたいと思ひます。

それから、退職年金の最低保障額が昨年三十二万一千六百円に引き上げられました。ことしは据え置きになっております。月額にしまして二万六千八百円になります。昨年の審議におきましても自治大臣はこうおっしゃった。「ことしは倍額にした。来年も倍額というわけにはまいりません。が、相当な額をまた修正して、少なくとも将来は年金によって最低の生活が保障されるようにする、これが理想である。」こう答えていらつた。この最低保障額につきましては、昨年度におきまして各党からこの合理性のない点を指摘されましたが、それに対する答えがそうでありました。とにかくことし倍にした、もちろん十分であつて、来年も倍とはいかぬが相当な修正をする、そういう約束になっておる。ところがこの改

定案を見ますと、それは全然据え置きのままになつておる。この大臣のお答えとこの改定案との関連は一体どうなつておるのか。

○植弘政府委員 昨年の当委員会の御審議でもそのような御論議をいただきました。そして同時にまた、当時、本来公務員の身分の特殊性といひますか、共済制度の特殊性からいひて、厚生年金保険よりも低いということはおかしいのではないかと、この御指摘も同時に行なわれたわけでありまして、それを考えまして、今度の改定におきましては、厚生年金よりも低くなると思はれるものにつきましては通算退職年金制度方式を採用いたしまして、いずれか高いほうということになりますので、その意味では実質的に最低保障額の改定をやつたということになるかと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

○三谷委員 それはどういふことになるわけですか。いまの最低保障額というのは三十二万一千六百円になっておる、月額にして二万六千八百円になっておる、それがどう変わるとおっしゃるので

○大嶋説明員 今回新たに算定方式を取り入れまして、二十四万円の定額部分に比例報酬部分を加えるといふような、いわゆる通算退職年金に準ずる算定方式の改正をお願いしておるわけでございます。それでまいりますと、従来の算定方式によりましたものと比較をいたしましたといふれが高いほうということでございますが、大体退職されるときに十萬円以下でやめられる方は、今回新たに取り入れました算定方式をとられたほうが従来の算定方式による年金よりも有利になるであらう、一応こういう試算をしておるところでございます。

○三谷委員 それはどのように有利になりますのか、物理的におっしゃつてみてください。

○大嶋説明員 ここでちよつと試算をしたのを申し上げますと、組合員期間が二十年の方が、たとえば給料月額九萬円であつて、そこでおやめになるといま申し上げました特例ルールのほうが得

ある。十一萬円の給料月額の方は、勤続年数二十年であれば従来の本則ルールのほうが得であるけれども、勤続年数二十五年以上し三十年になりますと特例ルールのほうが得である。こういうような大体的結果になっております。

○三谷委員 聞いておりますと、それは損得があつて、一律に改善されたという性質のものではないやうです。

それで一つの問題としてしましては、この年金制度が計算が非常に複雑であるということが一つの弊害として公務員の中からも指摘されておりますけれども、説明を聞きまして、たいへん計算の複雑な様式でなしに、たとえば最低保障額をさらに幾らに上げるとかいうことにすれば、そういう複雑な形態をとらなくたってごく単純に理解しやすいわけですから、もしも改善をする意思があるならば、わかりやすいほうをとつてもらうということとを私どもはお願いしたいと思つておるわけ

それで、今日二万六千八百円、若干改定されたとしても、今日五十歩百歩でありますけれども、これで年金生活者が生活できるかどうかという問題です。昨年江崎自治大臣は、勤けるうちは働いてもらうのだ、こうおっしゃつた。しかし、年金は本来老後の生活を保障すべきものではないのか、高齢者は一体どうなるのか、働くことのできない方たちは一体どうなるのか、こういう問題についてお尋ねしたいと思つた。

それから、これは林行政局長の昨年の御意見であります。勤続退職についても定年制をしつてきまして、老後の保障というものが絶対の条件である、こうおっしゃつておる。しかるに退職勧奨は早くから実施している、絶対条件はますます遠ざかりつておる、この状態といふものは一体どのように理解すればよろしいのか、お尋ねしたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 昨年の私の答弁をお引きいただきましたので、私からの見解を申し上げますが、昨年申し上げた考えはいまでも変わっておりません。退職あるいは定年制をしつて、それ

を受けられる方がこれから生活できるという安心感がない場合はものがスムーズにいかない。そういう意味では退職後の生活の保障をできるだけよくするということがそういうものに對する条件であるという事は、昨年来変わっておりませんし、ことに昨年からこれにかけての物価の騰貴、これだけの激しい騰貴があるようなときは、その問題はますます切実であろうという考えは変わっておりません。

それに対しては現在の制度が、いまおっしゃったような二万八千円、一体これで生活できるのか、こうおっしゃられると、まさにこういう物価の騰貴の時代にはそのとおりでございます。現在退職後の年金だけの生活が完全に保障されているとはいかしても言えない実情であろうことは間違いないと思えます。そこで老後の生活を保障すべき共済制度、この充実には年々つとめておるところでございます。去年の改正あるいはことしの改正におきまして、相当各方面の御要望をとって改善につとめたつもりではございます。ただそれが財政事情その他からいって、十分に、これで完全だということまでいっていいないこと、あるいは去年からことしのいままでなかったような物価の狂騰という状態のところにおいて、必ずしもこれが十分でないことは重々承知もしておりますし、今後あらゆる努力をこれにさきまして、老後の生活が安心できるような方向に、これは逐次ではございますけれども、持つていく、この努力をお約束すべきことと存じておる次第でございます。

○三谷委員 これは将来の問題を論議しているのではなく、いまこの物価上昇の中において、たとえば高齢の年金生活者などが実際に生活をしていこうとされているわけですね、自殺者が出たりしておりますけれども、いま進行中の問題なんです。ですから今後の方針とか計画とか、ゆうちようなことが言っておれない。現在進行過程にある問題です。それについて毎年毎年努力している、あるいは検討しているということでは、みす

みすこの矛盾の焦点にある人たちを見殺しにしてしまおうということになってくる。そういう問題だということをお自覚されますならば、毎年度毎年度におきまして善処する、検討するというところで済ましておけるものじゃないということですよ。

それで、ことしの人事院の標準生計費を見ますと、昨年度と比べて四千四百円余り上がっている。これは単身者です。ところが最低保障額というのは据え置きになっておる。これもやはり問題なわけです。物価の状況などが停滞しておりまして、あるいは物価の下落傾向にあるという場合におきましてはともかくとしまして、実情はそうではないわけですから、物価が上がってれば最低の保障額も上げるといふ処置が当然とられるべきだといふふうに私は思うわけです。それで、それについてさっき、ことしおとりになった処置を説明なさいましたけれども、それは内容として取るに足りません。これはもう少し改定をしてもらう必要があると思えます。これについても一ぺん答えてください。

それから、今回の改定で最低保障の該当者は減少する、これはわかります。ただし、もともと在職中から低賃金に甘んじた最低保障該当者に対する処置としましては冷酷に過ぎるというのが私の考え方でありまして、これについても御意見を聞いておきたいと思えます。

○植弘政府委員 繰返しお答えするようでありますが、先生の御指摘の問題は、共済年金制度のいわば根幹に触れる問題であると思えます。と申しますのは、老後における保障というものと、共済制度が本来掛け金を主体にして運営されるという性格のものであるということの關係からいって、全般的な社会保障制度自体が充実する形の中においてどう位置づけるかという問題は、他の恩給その他公的年金との關係においても十分検討しなければならぬ問題であると思えます。しかしながら、現実の問題として相当な乖離があるというところになりますと、これを充足するための努力は払わなければならない。先ほど大臣からお答え

したとおりでございます。

それから最低保障の關係でございますけれども、最低保障につきましても、何か手続的には、説明が若干まずくて、めんどくさいようでございますが、実際は低額の者につきましては、最低保障の額をある程度上げるよりも相当優遇されるのじゃないのかという感じがいたしております。もちろんそれで十分ということは、先ほどから申し上げておるように思っておりませんが、今後とも改善に努力させていただきたいと思えます。

○三谷委員 その優遇される内容につきまして、できるだけわかりやすい内容でやってみようというところが一つのたてまえ、これはさっきから申し上げております。

それから共済制度になっておっしゃいますけれども、いま御承知のように福祉年金などが創設されました、老人に対する保護政策というものが普遍化しつつある時代であります。共済制度というものはそういう時代でない前からあったものでありますから、その中に新しい福祉の理念をどう盛り込んでいくかという問題、これはいまの次の問題としては当然考えて処置すべき問題だと思えます。かつてから共済制度であるからいつまでも共済制度だ、そういうことでなしに、時代の進歩に伴って、共済制度の中にいかに公的な福祉制度を盛り込んでいくかという問題が当然生じてくるわけではございませんし、それは一つ問題意識として持つてもらっていると思えますけれども、説明を聞いておられますといへんその点が弱いわけですね。この点について私は注意を喚起しておきたいと思えます。

続きまして、年金額の算定の基礎になります平均給与額の計算が若干改善されました。退職前三年平均から一カ年平均になりました。しかし公共企業は退職時の給与を基礎としておる。地方公務員も同様に扱うべきではないかと思えますが、この点はどうか。

○植弘政府委員 年金算出の基礎をどこにするかという点については、だいたい関係者の間でも真

剣に検討された問題でございます。従来の三年平均をたとえば一年前で一号アップだとか、今度お願いしておりますような一年平均だとか、あるいは最終俸給だとか、いろいろと考えてみたわけでありまして、やはり掛け金という問題を考えてまいりますと、年金の算出基礎になります給与というのは、掛け金を支払った給与とリンクするというのがこの共済制度のたてまえのように存じております。したがって、そうなりますと、退職時の給与と申しまして、かりにやめるときにアップした給与があるとしたしますと、それは掛け金の対象としてはほんのわずかの期間になるわけでございます。最低一月になるかならないかという感じでございます。そこでそうなりますと退職年一年間の平均ということ、まあまあ大差はないのではないだろうか。しかし、それをカバーするために昨今のように毎年四月にさかのぼって改定をさせていただくということになりますと、改定があったものとして一年間の平均をとらせていただく、こういうことになりますとほとんど大差のないところでございますので、やはりこちらのほうが合理的であろうかというふうに考えて今回の案をお願いしたわけでございます。

○三谷委員 実質が大差がないわけですか。年間の平均給与というものと退職時給与というものが差がないとおっしゃるわけですか。

○植弘政府委員 こまかく計算いたしますと差はあるかもしれませんが、実質的にはほとんど大差はないというふうに私も試算では見ております。

○三谷委員 大差がなければ、これも一般公務員にわかりやすい基準をとってもらおう。つまり、自分がかつたときの給与が何ぼか、これは容易に理解し得るわけなんです。それを月別に合算をして、そしてこれを除するといふような手続、これなしで済むわけですから、実質が変わらなければできるだけ単純な方法でやってもらおう。さっきもそれを言いましたけれども、それが望ましい。ですから、それならそれでも一向に差しつかえないわけであって、そのような処置をなぜおとりがで

きないのか。昨年度のこの問題の質疑にあたりましては、これも行政局長がおっしゃっている。不均衡であることは否定できない、昨年は三年でありました、ぜひとも改善したいとおっしゃっている。その改善されたのがいまの一年であるとおっしゃればそれでいいけれども、しかしこれは、四党が一緒に要望しておりますのは退職時の給与を基準にしてみたい、こういうことでありますから、そのようにしていただきたいと思えますけれども、これはできませんでしよう、実質が差がないわけですから。

○植弘政府委員 やはり、退職時そのものの給与をとるということについては若干問題があるんじゃないだろうかという気もいたします。本来ならば、厚生年金保険制度の例によりまして、全体の平均給与でございますね。それが、掛け金と給付というものをリンクさせるという保険制度、保険数理論等からいいますとより妥当かなという感じがするわけでございますが、そういう点からいいますと退職時の給与——たとえばこれには特別昇給等もあったりいたしますので、一年間の平均で、いこうことを考えてまいりますと一年間の平均で、しかもそれを、いまのようなベースアップという事態を考えますと、ベースアップがあったというふうに擬制して有利に計算するといったほうがこの段階では合理的ではないだろうかという判断でございます。したがって、その意味では、退職時に合わせるよりむしろこの線をしたほうが適切じゃないだろうかという感じを持っているわけでありす。

○三谷委員 あなた方はよくこの権衡の問題をおっしゃるのですが、たとえば公共企業体におきましては退職時給与というものが基準になっておる。そうしますと、地方公務員や国家公務員におきましてはそれと権衡をとっていくということは何一つ差しかえがないわけであって、そこで大きな矛盾が出るというふうなことも私も考えられないかと思っております。

いままあなたがおっしゃいますのを聞きますと、

共済制度という問題を盛んに強調されております。しかし、この共済制度そのものを社会保障的な要素のものにしていくんだ、またそれが理想であるということとは昨年自治大臣もおっしゃったのです。そういう面に向かって前進するという観点に立って問題を論議しますときに、これが共済制度だからという点だけでお答えなさいますと、それはきわめて一面的になってしまふ。そうでなしに、社会保障という側面からも問題を考えていただいて態度をきめていただかなければ、いまの時代が要請しているそういう公務員の老後の問題というものの解決にはなりません。そこは少し改善してもらふ必要があると思っております。

○植弘政府委員 おことばを返すようでございますけれども、別に共済制度の面を強調してという強い位置じゃございませんで、全体的な社会保障制度の中におけるいまの共済制度の位置づけをどう理解し、どう改善していくかという観点については変わらぬのでございまして、それはやはり抜本改正の問題だと思っております。現行の共済制度の中において年金の計算基礎となるのにどれをとるのがいいかという観点で考えると、これが合理的ではないだろうかということを申し上げているだけでありまして、その点は御理解いただきたいと思っております。

○三谷委員 そういう観点でございますならば、共済制度だから掛け金、掛け金といつても掛け金が先に出てくる。もちろん、掛け金というものはかけておりますけれども、これに対しては掛け金のみに依存するのでなしに、当然国庫負担も行なっていく。いま一五%やっているとおっしゃっておりますけれども、これをさらにふやしていくというのが時代が要求する社会保障の前進という問題なんです。ですからそういう観点に立って問題を見てもらいませんと、共済制度だから掛け金だと、いつでもこれが出てくるわけですが、これはもちろん無視はできませんでしうけれども、その一面だけで問題を見ていきますと社会保障という見地が薄れてしまふ。そういう要素のものじゃな

いかと私は思っております。あなたの方のお答えを聞いていますと、その要素がきわめて希薄だということを感じております。しかし、これはい

わば意見でありまして、この意見についても検討してほしいと思うのです。

○植弘政府委員 共済におきまして財政方式を大きく分けて、積み立て方式と賦課方式の二つになろうかと思っておりますが、いずれによるべきかというところにつきましては非常に論議もございまして、問題もあるように承知いたしております。

そこで、現在のたてまえは積み立て方式を基本に考えているわけでございますが、これを賦課方式にしたいはそこまできなくとも積み立て方式の修正型といえますか、そういうたてまえをとるかという点については、関係省庁の間でもだいたい議論をいたしているところでございまして、御承知のように、財政計算につきましては五年ごとに見直しをすることになっております。またまたことしもその時期に当たりますので、やはりそこらの観点でどのように把握し理解するかというのが大きな問題だろうと思っております。しかしいまのところでは、直ちに賦課方式へ行こうというのは適当でないだろうという感じでございます。今回の再計算にあたりまして、そこらのところを踏まえながら慎重に検討したいと思っております。

○三谷委員 この賦課方式につきましては、西欧諸国の年金制度というのはおおむね賦課方式だと聞いておりますが、こういう実態につきまして調査ができておりますか。それから、経済社会基本計画によりまして、年金財政については賦課方式の問題を含めて検討して、長期構想を立てる、こうなっております。ですから、賦課方式という問題は私もが事新しく言っておりますのではないに、政

府の計画の中にも検討すべき課題として提起されておる。これがどのように検討されましたのか。その検討の結果どのようなメリットあるいはデメリットが明らかになってきたのか、こういう点について説明をお聞きしたいと思います。

○植弘政府委員 まだ具体的に、いずれの制度によったほうがメリットがあり、デメリットがあるかという点までは詰めておりません。ただ、昨年もそういう御議論があったと存じますが、賦課方式を採用いたします場合には、だんだんとわが国がいま高齢化社会になってまいりつ

ございまして、後年度における対象者が、対象者といいますが、負担すべき組合員が相当高額の負担をしなければならぬ事態になってくるかもしれない、そういったようなこともございまして、なかなか結論を出し得ないわけでありまして、西欧諸国につきましても、私ももおおむね賦課方式によっているという話は聞いておりますが、個々具体的にまだ十分調査が済んでおりません。ただ、スウェーデンあたりの話を伺いまして、最近では、もちろん社会保障全体が進んでおるといふ点もございまして、この年金問題について、現在働いておる人の賦課方式による負担が非常に高いというのが大きな問題になってくることも聞いておりますし、そこらのところも踏まえながらやはり慎重に検討する問題でないだろうか。十分な検討の経過を御説明できませんので、申しわけございませんが、そういうふうなつもりで、これは一つの見直しのときでございまして、検討させていただきたいと思っております。

○三谷委員 昨年も検討するとおっしゃったのです。いまお答えを聞きますと、それ以後一向に検討がなされてない。いまおっしゃいましたような一般論は、昨年林行政局長がもっと詳しくおっしゃっている。そういう一般論を聞くのではなく、具体的な調査に基づく資料というものを私どもはほしいと思うのです。ヨーロッパ諸国の賦課方式につきましても仄聞はしております。私は具体的にいまはよく知りません。そういう問題につ

きまして調べていただいて、問題点を明らかにするという処置がなされなければ検討したことになりはしません。口先で検討、検討とおっしゃいますけれども、実際は何もしてない。ですから、至急に、賦課方式というものがとられました場合には年金額がどうなるか、掛け金がどうなるか、治療費がどういう比重を占めるか、それに対して公費負担をどうすべきかという問題などを明らかにしてほしいと思います。いつごろやってもええですか。

○植弘政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。昨年以来それほど検討の成果があがっていない点は率直に遺憾に思います。しかしながら、またおしかりを受けるかもしれないけれども、他の公的年金との関係もございまして、いろいろと関係省庁も多いわけでございまして、その間で寄り寄り話しておりますものの、なかなか的確なるものがございせん。

西欧諸国の問題等につきましては、早急に調査をいたしたいと存じますが、その成果をいつまでに報告申し上げるということにつきましては、いまのところ見通しが立ちません。

○三谷委員 御承知のように、今度四党共同提案で改正案が出ております。その中に賦課制度という問題が入っております。ですから、この賦課制度という問題は政府が全然知らないということでは済ませる状態ではなくてきている。しかも、いつになつてくればその調査ができるかわからない、こうおっしゃっている。これでは困りはしませんか。これは大臣、どうでしょう。これについては早急に調査を進めていただく。たとえば地公共済の場合、賦課制度をやった場合にはどういふ変化が生じるかという点について素案をつくるということをやつてもらわぬと問題は前に進みはしません。どうでしょう。

○植弘政府委員 いまの答弁、少し補足をいたしますと、社会保障制度審議会におきましても、政府の諮問機関でございますが、そこにおきましてもこの問題を検討するというので、今般この法

案をかけます前に若干の御意見もありました。したがって、私もいたしましては、そういう社会保障制度審議会が全般的な公的年金のあり方として検討いたします、それにあわせて努力するつもりでございますが、たとえばことじゅうに結論を出すとかいう意味についてのお約束をできないというのを申し上げたのでございまして、その点はひとつ御了承いただきたいと思います。

○町村国務大臣 公的年金のあり方について、いわゆる積み立て方式を維持するのがいいのか、それとも新たに賦課方式というものを取り入れるべきであるかということ、確かに私もきわめて真剣な議論が行なわれておるところでございます。おそれくこれは制度の根本に関する問題でありまして、いまの公的年金制度というものがいわゆる相互扶助的な共済制度というものをとっており、それが適切な制度だとしていくか、この年金を賦課方式によって一切後代の人の負担にまかせると申しましうか、後代の人の負担に一切残していくということが適当かどうかという、私は根本に触れる問題のように考えるのでございます。しかしこれはやり方の問題であるという見方もございましょう。したがって、私自身まだ両者について深い検討をいたしたことがございせんので、ここで私が確たることを申し上げることはできませんけれども、確かに一つの有力なお考えであるというところは間違いないと思うのであります。いまも公務員部長もお答えを申し上げておりますように、今後ひとつ十分検討をさるべき重大な課題であらう、かように存じております。

○三谷委員 大臣にお尋ねしましたのは、この賦課制度についての調査——検討とおっしゃいますけれども、検討は一向に進んでいないから、迅速にその制度自体についての調査を進めていただいて、それをしてもらいたい、こういうことをお願いしたわけです。それで部長の答えだと、ことじゅうにできるかどうかかわからぬ、こんな

ことをおっしゃっている。それでは少し怠慢に過ぎる。適当な時期を目標にして一定の調査をやり遂げるという立場をとってもらいたい。

○町村国務大臣 これは私が申し上げるまでもなく、自治省だけの問題ではございません。むしろ国全体としてのこういった共済年金制度の根本にかかわる問題でありますので、公務員部長としてはたまたま申し上げた以上のことはお答えできなかったのではないかと、こう思うのであります。いずれにいたしましてもこれは非常に重大な問題でございまして、十分ひとつ政府内部において検討を急いでいくべきものだ、こう私も存じており、そういった考えで自治省といたしましてこれに対処されるようにいたしたいと存じます。

○三谷委員 この賦課制度についての昨年の答弁では、老人の割合がふえるので非常に過重な掛け金になるとおっしゃっている。そこで国庫負担をすればいいという議論も出てくるかもしれない。国庫負担をふやすという方式を持ち込んでこなければ賦課方式は困難であると行政局長がおっしゃっている。で、この国庫負担をふやすという問題でありますけれども、これは当然考えていかなければならぬ問題なんだ。これを掛け金で全部やってくれというふうな考え方は、いまの福祉時代の方針としては認めることができないものであります。

そこで国庫負担の問題でありますけれども、昨年の質疑の中でおっしゃいましたのは、地方交付税の〇・四％が国庫負担分だとおっしゃった。こんな議論は通用するものじゃない。交付税は基準財政収入額と基準財政需要額の差額を一般財源として補てんするものであって、特定財源でないことは明確なことなんだ。しかも〇・四％という固定した率をもってそれがきめられておるのも奇怪な話だ。これは除外しますと、たとえば交付税率は三一・六％なんだ。つまり三一・六％に大蔵省がしようとしたけれども、それに〇・四％上のせした、それがつまり国庫負担分なんだと、こんな議論は牽強附会の議論なんだ。だれが聞いたって

納得のいく議論じゃない。しかも、その後交付税というものが絶えず不足が生じてくる。交付税率の引き上げという問題が自治体からも叫ばれるという事態の中でも改善されていないわけですから、そういう中で〇・四％というものが地公共済組合に対する国庫負担分だというような主張は、これはもう通用しませんよ。ですから、当然これは国庫負担制度を実施すべきだ。国がもう金を出すべきだ。これにつきまして昨年も議論されました、そういう立場に立つ検討が約束されておりますけれども、この点についての見解をお聞きしたい。

○植弘政府委員 私どもの交付税による措置というものについての御指摘でございますが、三十七年発足の当時に、公費負担を純粹の国庫負担にするか、交付税を通して公費負担を行なうかというのは、たいへん議論になったところのように聞いております。その結果、やはり当時の交付税率で〇・四％相当額をふやすことによつて共済に対する公費負担を持つんだ。なるほど、先生のおっしゃいますように交付税の性格論からいいますと、本来一般財源として地方団体共通財源ですから、それに何らかの特定のものををつけるのは若干問題はあるかと思いますが、少なくとも地方団体がこれに対して、何らかの地方公務員に対する助成措置を講ずるとするならば、国庫負担による方がいいのか、地方団体共通の固有財源と考えられます公費でやるのがいいのかという点は、その当時もだいた議論があつたようでありまして、やはりこれは地方交付税によつて地方団体共通の財源から負担するのが適当であらうということになつてうなつたようであります。

その後固定されているかどうかといいますが、御承知のように地方交付税の総額もだんだんふえてまいっておりますし、その意味では当時の考え方に基いて補てんをされてきている、こういうふうな理解いたしております。それを国庫負担に変えるかどうかについても、昨年来検討ということばがあつたというふう聞いておりますけれども

も、やはりこの考え方はこのまま続けたほうがいいのではない。特に、実現を見ておられませんけれども、数年来百分の十五のアップにつきまして大蔵省に強く要請いたしてきておまして、まだ実現を見ていないのは残念でありますけれども、それも地方団体の固有共通の財源によって措置しているという強みがあるからではないだろうか。これはできるだけその要求を通したい。したがって、やはり現行のように交付税をもって措置するほうが地方共済としては妥当な措置ではないだろうかというふうに考えております。

○三谷委員 部長は地方交付税法についてあまり御承知がないようですけれども、地方交付税というのは使途を特定することはならないと定めておいて、これを、〇・四％というものを使途を特定してしまっている。これは明らかに交付税法に反する処置なんです。ですから私も、〇・四％が、これが年金に対する国庫負担分だなどとおっしゃったところで、そんなばかなこととはあるかい、全然問題になるものじゃないという立場で見えております。これは確かにそのとおりなんです。よ。この交付税のうち〇・四％、これだけは年金の分として使途を特定するという処置はとってならぬことになっている。だから便宜におやりになっているにすぎませんから、法令に反するものだ。だからそこは厳密にいきたいと思います。その論は成り立たない。大蔵省と自治省の間で、何か剰余の一策としてそういう便宜的な処置をおやりになったか知りませんが、それは法令上から見ますと認めがたいものです。

ですから私も、いまごろその〇・四％というものが年金の国庫負担分だなんてやばなことを言わずに、二〇％なら二〇％国が当然負担をする、そういう処置をとるべきだ。またとれるものでありますし、政府の方針もそのことを示しておるわけでありまして、要するに社会保障の分野に対する資源配分がたいへん少ない、これを改善するんだという立場に立つ経済社会基本計画がある限りにおきましては、これはできることなんだ。で

すからこのところは改善をしてほしいと思う。

○植弘政府委員 〇・四％、使途を特定してと言われまして、私も前、財政局におったので非常におしかりを受けて恐縮でございますけれども、発足のときに、地方団体が共通固有の財源である交付税から持つという立場でその分がプラスされたということを申し上げただけでありまして、その後それじゃつと〇・四％だけひもがついているのだということになりますと若干問題ですが、やはり実質的にはその分が、国と地方との財源配分関係において、国税三税の一定割合が地方団体の共通財源の形で負担するんだ、公費負担をするんだということに理解してもそれほど違法じゃないのじゃないだろうかと思うのです。どうもそここのところは先生と見解が少し違うようでございますけれども、もちろんおっしゃる通りに、交付税法からいいますと、この分だけ別だよ、こういうことはこれはちょっと無理かと思いますが、現実にはまたそういうことで、基準財政需要の見方の中にその分がちゃんと見込まれているという実態でございますので、それでいいのではないだろうかというふうに考えております。

○三谷委員 そこがたいへんあいまいなんです。あなたのおっしゃる話を聞かしてもそんなんですよ。そもそも最初に、この〇・四％というものを年金の国庫負担分として交付税で見るといふその定め自体が、〇・四％の使途を特定しようとするものなんだ。しかし、いま現実におきまして〇・四％そのものがはたして年金の負担額に相応した額になっているのか、不足しているのかあるいは余っているのか、そこはよくわかりません。その面からいいますとよくあいまいになってきている。しかし、絶えずおっしゃっているのは、交付税の〇・四％を国が見ております、国庫負担やっております、こうおっしゃっている。そうしますとやはり〇・四％の使途を特定しているんだということにもなってくる。だから、そういうあいまいな議論というものはきれいに清算すべきだ。そして〇・四％というものを、これをどう

するかというのとは別問題にしまして、国庫負担は国庫負担として国が正常に出すべきだ。そうしますとそういうあいまいな議論が起きてくる懸念もないわけですから、そういう法令上の感念を残さない処置をとってもらいたいと思う。大臣、どうでしょう。

○町村国務大臣 年金の国庫負担の問題については、確かにいま三谷議員御指摘のような問題があると私も承っておりますが、御指摘になりますように、確かに交付税法の基準財政需要額というものの制度が立てられたときに、おそらくそういう含みのもとにこれができたものではなかつたというふうには、私もそう理解をいたしておるわけでありまして、はたして一体そういうやり方でいくべきか、それともいま三谷議員が言われますように国庫負担にするかということになりますれば、これは国が負担を、交付税というやり方でいくかあるいは直接負担をする方式をとるかということになるわけで、いずれにしても実質的には国が負担をしておるということには間違いがないわけで、それをいまおっしゃったように直接に国庫負担という形式をとるか、いまの交付税の中でそれが算定をされておるというやり方がよろしいのか。厳密な考え方からいえば、あるいは三谷議員のお考えのことも確かに有力な御意見かというふうには思えるのでありますけれども、いずれにいたしましても、そういうことになりましたれば結局財源配分というふうな問題に当然触れてこの問題の解決に当たらなければならぬということに相なるわけでございますので、御意見、御議論としては私は十分承っておりますが、今後そういう点もさらにこれらの問題を検討する場合の重要な問題の一つとしてひとつ承らしておいていただきたいと思います。

○三谷委員 この〇・四％に対する見方といいますが、これは実際に〇・四％というものを年金の引き当てとして地方自治体に付与するということになしに、たとえば三三％の地方交付税率、それ以前ですと二九・五％の交付税率、その中から単に〇・四％を年金に回すのだという立論をしただけであって、これを加えてそれが二九・五％の税率になったんだ、あるいは三三％の税率になったんだ、そんなものじゃない。つまり、この〇・四％というものは、ことばの上でそういう理屈を言っているだけであって、実際に計算をして交付税率に加えた分じゃないということではだれが考えてもわかることなんでありまして、それでは一体この〇・四％がなければ、昭和四十一年以後ですと三九・六％が交付税率になるのか、それ以前ですと三九・一％が交付税率なのか、そんなややこしい勘定が出るわけはないのだ。だからこの〇・四％というのは単に便宜的にそう称しておるだけのことであって、計算の根拠に立つてやったものじゃないということではだれが考えたって容易に推定できることなんです。ですから、そこに一つの観念のマジックがあるということだ。それはもうもともとそういう欺瞞的なものだから、改善をしてもらうて、そして国庫負担は国庫負担として正常に計算をして出してもらう。そして交付税率は交付税率として出してもらう。これはもともとこんなものが勘定に入って税率をきめたものじゃない。ただその税率をきめるときにそういう便宜をして国庫負担を肩がわりしたという性質のものだ。ですから、それはいまの税率を見れば非常に明確でありますから、そういう努力をしてみたいことをここで要望しておきます。

それから、昨年の十二月の十九日に自治省が提示しました共済組合制度改善試案では、「退職年金に係る受給資格の特例」として「組合員期間のうち年齢四十歳以上の期間が十五年以上の者がその事情によらないで退職した場合に、退職年金を支給する」という方向が出ておりましたが、今回の法改正ではおぼろげにされております。これがなぜおぼろげにされたのか。これは昨年私どものほうの林議員がお尋ねしましたPTA雇用の給食婦の問題など、これが大きく救済されるという要素のものでありましたが、これが除外された、その理由

についてお尋ねしたいと思ひます。

○植弘政府委員 いわゆるPTA雇用の職員等につきまして、中途採用によって退職のときに二十年の最低年金年限が満足できないというものを救おうということにつきましては、昨年も強い御議論、御意見を賜りまして、私もそのつもりで努力をいたしました。そしてことし、できることならこの法案に盛り込みまして御審議をわすらわしたい、こういうふうな考えをいつたのであります。大蔵省と細部の詰めをいたしてあります段階に、大蔵省のほうは、PTA雇用の給食婦だった人だけであるならばいいではないかということになったのであります。私もそのつもりで、そういう制度をとりまします場合には、これに似通ったような業種の方もおられるわけでありまします。そこらところを詰めてどういふふうにするか。そういうことになってまいりますと、今度は国家公務員にはほとんどないという話でございまして、業種を広げることになりますと、当然に国家公務員にも同じような職員がおられるんじゃないだろうか。それでは、申しわけないけれどもこの一年見送って、この間に両省とも十分に検討しよう、そして来年度はこれを制度化しようではないかというふうなことになる、先ほど小川省吾先生にもお答えいたしましたように、申しわけございませんがもう一年だけこの検討、調査期間をお許しいただきたい、こういうことでございまして。

○三谷委員 一年たてば実施するというのが確言できますか。

○植弘政府委員 一〇〇%ここで約束するということとは、これはちょっとできないかもしれせんが、一〇〇%やるような気持ちで努力いたします。

○三谷委員 努力はいつでもおっしゃっているのです。その努力はもう聞き飽きたんだ。聞いているのは、やるかやめかと聞いているんだ。

○植弘政府委員 特別の事態が起こらない限りやるつもりであります。

○三谷委員 午前中にも質問がありました。土地開発公社などの共済加入の問題です。これにつきましては自治省としては促進したいというお答えがありました。しかし今般の本法改定には間に合わなかったというように聞きましたが、これにつきましては明年度におきましてはおやりになる見込みがあるのかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○植弘政府委員 これは今般間に合わなかったと申し上げますよりも、そう御理解いただいたのだと私の答え方が悪かったのだと思ひますが、政府内ではこれは調整がなかなか困難な問題でございまして。それは三谷先生もよく御承知だと存じますが、社会年金一本化というふうな基本的立場で、社会保障制度審議会も、そういうふうないろいろな団体を厚年から分離することは好ましくないという態度をとっておられるわけでありまします。そういながら、実際は住宅供給公社なり地方道路公社なりを入れていただいたわけでありまします。これも実は国会のおはかりでお願いしたのでございまして、そういうふうな形で、政府では来年になりましても社会保障制度審議会を通る見込みはございせん。したがって、私も同じ性格の団体でございまして、できることなら同じ扱いをさせていただきたい、こういうふうな期待をいたしておるところでございまして。

○三谷委員 部長は見かけによらずたいへんやさしいものですから、質問しにくくて困っております。短期給付については任意継続の制度がやとり入れられましたが、この「一年間に限り」というのはさらに延長すべきだと私たちは考えております。

この制度を希望する既退職者についても適用する方法はないものか。

それから任意継続の負担金、これは先ほど質問がありましたけれども、これも組合員であったときと同じ個人負担だけにすべきだ。これは午前中の審議でも明らかにになりましたように、健康保険の任意継続がたいへん数が少ない。一千万人からの保険者がありまして一万七千人という説明を聞きましたけれども、とるに足りないわけですね。一番大きな要素というのが掛け金の問題、いわんや健康より掛け金の高い共済制度におきましては、個人負担のいかに多いに依りまして任意継続の実効がなくなってしまう。実効があるようにしてほしいと思ひます。いわんや、ほとんどその利益を受けることができない福祉事業の掛け金などというものは負担させるべきでないというふうな考え方でありましても、これについてはどうお考えでしょうか。

○植弘政府委員 先生にまた通辞と言われると困るのでございまして、短期のほうは健康保険が親元でございまして、それから特別に認められていた制度でございまして、そういう制度の特別の措置をとるということになりますと健康保険のほうにならざるを得ないと思ひます。したがって、認める期間にいたしましては掛け金等がございまして健康保険に準ずるわけでございますが、午前中の質疑の間に健康保険のほうでも非常に入加者が少ないといったようなお話も聞きました。やはりこれは健康保険制度全般の問題であるうかとも思われます。したがって私もいたしましても、厚生省あるいは社会保障制度審議会等の意見をお聞きしまして、改善には努力いたしたいと思ひますが、今回これを直ちにどうするということとは、地共済の立場だけでやるわけにはいかないだらうと思ひます。

○三谷委員 改善に努力するとおっしゃるのは、いかように改善するとおっしゃるのですか。

○植弘政府委員 いま先生のおっしゃられましたような、午前中からの御議論を踏まえまして、健康保険においてどういふ改善措置をとるか、その一環の中において私どもも一緒に勉強してまいりたいと思ひます。

○三谷委員 これはさっきの議論ですけれども、

どうもあれこれと問題が出ると、これは健康保険だ、いや恩給だ、こうおっしゃる。そこは政府として議論を練って、そして別の法案に藉口するのになしに、この法律独自のものとして十分にそれに対して理念を持って答え得る、そういうことにしてもらいせんか、随所でそういう問題が起きてくる。この委員会に行きますと、たとえばあそこの国公の共済法がどうだ、向こうへ行ったら地公の共済法がどうだ、こんなことになってきてしまったのでは審議も何もありません。これは部長では解決しない問題でしょうけれども、大臣、こういう点につきましては、責任がきわめて不明確な状態の審議というのは非常にしにくいわけですから、そういうことがないように、こういう関連する法案があります場合にはこれが連合して方針を固めてもらって、そして質問に対しては政府の基本理念に基づいて回答をいただくように努力してほしいと思ひますが、いかがですか。

○町村国務大臣 それはもう私は御指摘のとおりであらうと思ひます。私はそういう他の委員会の模様を存じておりませんが、国家公務員の場合には地方公務員、こちらではまた国家公務員と違って、お互いに何か責任ある答弁を避けておるという御指摘がたまたまございまして、私はそのうちではないのではないかと。やはり関連がございまして、お互いにそういうふうなことは言及いたすでございまして、いさよけれども、いま公務員共済については国並びに地方公務員ともに同じような方式で臨んでいくというたてまえで進んでおると私は思ひます。あえてお互いに責任をなすりつけるというふうな態度でやっておるのだとは実は考えておりませんけれども、いま御指摘の点もございまして、その点はなお十分留意して対処するようにいたしてまいりたいと思ひます。

○三谷委員 先ほどお尋ねしました年金の最低保障額であります。若干の改善措置について説明がありました。いまこの場で説明を聞きまして、すぐさまその実態を私も行政的に理解で

きませんが、ひとつお尋ねしたいのは、いまの生活保護費の実態についてどのような捕捉をされておりますか、お尋ねしたい。七十歳以上の単身の生活保護者が、働けない場合にもいます生活保護費は幾らか、これをお尋ねしたい。

○植弘政府委員 老人の二人世帯で七十二歳という数字を持っておりますのでそれでお答えさせていただきます。七十二歳の男が無職で、奥さんが七十歳、これも無職といった場合に、一級地におきましては生活扶助費が三万五千四百四十円、老齢加算が一万円、住宅扶助が五千五百円、合計五万九千四百四十円という計算が出るようでございます。

○三谷委員 退職年金の最低保障額の受給者は、同年で幾らになりますか。同じ条件で幾らになりますか。

○植弘政府委員 モデル計算で試算したものがございまして、二十二年ぐらい勤務した方で月給が十七万円ぐらいでございまして大体同じような額になります。

○三谷委員 そうしますと、二十二年勤務しました、そうして掛け金を払って、もらいます金額と、生活保護によりまして受ける給付額は同額であるということになるわけですね。そういうことでこの年金制度というものがあっていいのでしょうか。

○植弘政府委員 冒頭にもお答えしたところでございまして、生活保護の制度というものの目的と共済制度が基本的に違ふわけでございまして、ために、必ずしも生活保護基準と年金水準と一致させることが必要かどうかという点は、これは基本的問題であると思ひます。しかし、先ほど来三谷先生御指摘のように、共済年金も社会保障の立場に立つてものを考えるといったようなことになってまいりますと、そこらところは社会保障全般の立場で考えなければならぬ問題でございまして、それはいわば共済制度ないしは公的年金制度全体を通ずる基本的な根本改正の問題であらうかと思ひます。いまのところは、またおしかりを受

けるかもしれないませんが、掛け金その他の問題とからんでの共済制度をとっておりますために、なかなか生保と合わせるということもむずかしい問題じゃないだろうかと思ひます。

○三谷委員 生活保護者が受ける程度の保障というものは、少なくとも二十数年間公務員として働いて、しかも年々掛け金をかけてきた人は当然これは享受する資格を持っておる、そういう観点に立つてこの年金制度を見ました場合、あまりにもこれはいまの生活の実態、経済社会の実態にそぐわない、そういう感じを免れません。生活保護費より安い年金なんているものでは、年金なんかかける価値はないわけだ。かけなくたっていいわけなんだ。そういうものであつてはならぬ。掛け金をかけて老後の保障というものを期待しているわけですから、それに対する処置としましてはこれはまことに論外である。これについてはすみやかに改善してもらいたい。生活保護費以下なんている年金は掛け金をかけてきた価値を全くなくしてしまう。

○植弘政府委員 繰り返してお答えして恐縮でございます。いますけれども、やはり社会保険制度と生活保護というものの基本的な違いがございまして、年々改善をはかり、また共済年金で老後が生活できるように充実をはかつていくことは必要だと存じますが、必ずしもこの生活保護とどういふことは、これは制度の基本上割り切れない点があるのではないかと思ひます。しかし、そういふながらも、そういう生活保護費の基準という実態をも踏まえながら年金の充実をはかつていかなければならぬ命題であらうと思ひます。

○三谷委員 それで、改善をしてほしいという、たとえいまの最低保障額なんというものは、少なくとも生活保護費程度には引き上げるといふ処置をとらなければこれは首肯できるものじゃありません。東京在住者ですか、一級地ですけれども、七十歳以上の単身の婦人ですね、これが働けないという場合には、これは保護費が二万七千五百円、老齢加算が五千円、家賃の、最高限ですけれども一万六千五百円、四万二千二百四十円になるわけですね。これが夫婦の場合ですと、同じ様式になっておりますけれども、六万一千九百四十四円なんです。ところが、いまあなたがおっしゃいました二十二年つとめされた方が二万八千六百円程度ですか、それではあまりにもひど過ぎる。これはもう少し今日の実情にふさわしい内容に改善してもらえませんか、年金制度そのものが、社会的な、社会保障的な要素を全く疎外されたものになってしまふ。これについてやっぱり大幅な改善をやるべきだし、やらなくちゃならぬと私は思っております。大臣のお答えを聞いておきたいと思ひます。

○町村国務大臣 いまも公務員部長がお答えを申し上げましたように、やはり生活保護と公的年金というものはたてまえが違ふというところで、いままたま御指摘になりましたような、生活保護費よりも少ない公的年金の受給者がいるということは、確かに私も考えみて、まことに、たてまえは違ふとは申しながら、どうも私どもにもそれがすつきりしたもののようには考えられませんが、この点は、生活保護はおそらく、最近の物価の高騰によつて、最低生活の保障をしなければならぬということ、近年かなり生活保護費が向上をしたということがたゞいま設例をいたしましたようなことに相なつてしまつた、こう思うのであります。しかし、これはいろいろ御意見のあるところであらうと思ひますけれども、私どもといたしましては、公的年金、少なくとも長い間掛け金をしてきておりますところの退職公務員の年金が生活保護費よりもなお少ない受給金額になつておるというものは、どうも私、たてまえがいかにか違ふとは申しながら、合点のいかぬと申しましようか、やや不合理の感じを深くないのであります。こういう点はなおそくすでに各方面で私は検討をされておる問題だと思ひますけれども、なおこの点はひとつ十分さういふことをひとつ踏まえて、今後検討を急ぐべき問題であらうというふうに承知をいたしております。

○三谷委員 これで終わります。
○中山(利)委員長代理 次回は、明二十六日金曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十分散会

昭和四十九年五月十一日印刷

昭和四十九年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局